整理番号

資料館史料　No.5

標 題 名

統制農薬から認定農薬へ

―農薬取締法制定の前夜―

著 者 名

越中俊夫

発行者名

日本植物防疫協会 植物防疫協資料館

発 行 年

平成２．１

製作年月

平成２９年３月

植物防疫資料館史料　5

統制農薬から認定農薬へ

――農薬取締法制定の前夜――

越　中　俊　夫

社団法人　日本植物防疫協会
植物防疫資料館
平成２年１月

序

我が国における農薬の使用は，明治初期欧米諸国からの農薬に関する知識や技術の導入によって始ったといわれている。そして，大正末期には，ひ酸鉛，クロルピクリン，硫酸ニコチンなどが国産されるようになり，昭和初期以降，農薬は，果樹，野菜，茶などの栽培に必要不可欠な生産資材として農業生産を支えてきた。

昭和20年，太平洋戦争の敗戦によって我が国は混乱と疲幣の極に達し，戦後しばらくの間は，ＤＤＴ，ＢＨＣなど新農薬の外国からの導入により辛うじて病害虫防除を行った。又，戦後，餓死の恐怖にさらされ，最重要国策であった食糧増産の必要性から，農薬を農業生産に最大限活用しようとする試験研究が盛んとなった。

一方，農薬関連の制度や行政の面からみると，明治，大正時代はさておき，昭和時代の戦中は，戦争遂行や物資不足のため，統制経済の下，農薬についても各種の統制が行われた。そして，敗戦後は極度の物資窮乏のため，農薬の緊急確保対策や認定農薬制度などの行政措置が講ぜられた。他方，同時に，農薬にかかわる法律，制度などについて検討が行われ，紆余曲折を経て，昭和22年６月６日，農薬検査所が設置され，更に，農薬取締法が昭和23年７月１日に公布された。

この間，戦中，戦後は異常な時代であったので，記録や資料などが完全には残っていない憾みがあるが，この度，越中俊夫氏のご尽力により，農薬の統制時代から認定農薬を経て農薬取締法準備段階に至る間の資料などがまとめられた。見方によってはまだ不充分な点もあろうかと思われるが，この史料が利用活用されて，今後の植物防疫や農薬問題を考える際に参考となれば幸いである。

1990年１月

社団法人　日本植物防疫協会

理事長　栗　田　年　代

統制農薬から認定農薬へ

── 農薬取締法制定の前夜 ──

目　　次

まえがき …… 5
1．戦時中の食糧増産と農薬の統制 …… 6
2．戦時中の農薬企業 …… 7
2.1. 昭和13年当時の農薬企業とその後の変遷 …… 7
2.2. 農薬企業団体の農薬技術への寄与 …… 8
2.3. 農業薬剤配給統制規則等の改正 …… 11
2.4. 昭和19年以後の農薬事情 …… 11
2.5. その他 …… 12
3．認定農薬制度および農薬取締法制定の背景 …… 12
4．認定農薬制度実施の準備 …… 13
4.1. 認定農薬制度の発端 …… 13
4.2. 認定農薬制度実施までの経過 …… 14
4.3. 認定農薬制度実施に伴う要綱，規程など …… 16
4.4. 農薬審議会の規程等の改正について …… 18
5．認定農薬制度の実施 …… 18
5.1. 昭和22年頃の農薬製造業者 …… 18
5.2. 農薬の認定審査 …… 19
6．農薬取締法制定への胎動 …… 23
6.1. 農薬取締法の基本的考え方の変遷 …… 23
6.2. 戦時中の農薬取締制度の構想 …… 23
6.3. 農薬取締法制定までの段階 …… 24
6.4. 農薬取締法案中の字句の修正の経過 …… 25
7．むすび …… 27
年　　表 …… 30
参考文献 …… 38

表

第１表　農薬係の所属
第２表　農薬団体の変遷
第３表　戦前の農薬企業（組 合 員）「農業薬剤製造所調」より
第４表　戦前の農薬企業（非組合員）　同上
第５表　組合員農薬企業の変遷
第６表　昭和17年農薬統制組合農薬整備委員会が検討し，農林省に提出した農薬の分類
第７表　認定農薬申請業者（組合員を除く）
第８表　戦時中立案された農業薬剤の取締に関する要綱案対比表
第９表　農薬取締関係法案対比表（その１），（その２），（その３）

資料

資料　１．農薬統制組合技術懇談会ニ関スル協議会議事録
資料　２．農業薬剤ノ種目及規格並ニ企業ノ整備ニ関スル件（16資部第11552号）
資料　３．産業組合法施行規則外12省令中改正ノ件（農商省令第８号）
資料　４．農業薬剤配給統制要領（19.5.29改正）
資料　５．農業用ホルマリンノ配給統制ニ関スル件（19総局第1539号）
資料　６．農業薬剤下部配給機構整備ニ関スル件（19総局第11897号）
資料　７．農業薬剤緊急確保対策要綱（昭和21年2月15日農林省省議決定）
資料　８．「農林省認定農薬」審査制度要綱
資料　９．「農林省認定農薬」審査制度実施規程

ま　え　が　き

日本植物防疫協会資料館には，上遠　章，木下周太，湯浅啓温，尾上哲之助，田中顕三などの各氏および農薬技術研究所農薬科より寄贈された多くの貴重な農薬関連資料が保管されている。これらの資料を整理している間に，戦時中から戦後にかけての農薬関係の史実に今まで明らかにされていないことがあることを知った。

この期間における農薬関係諸先輩のご苦労は並大抵のものではなく，今日の農薬工業の発展は，これらの先輩の努力の賜物である。ここにその一環を明らかにすることにより，先輩の業績を偲ぶこととしたい。

この記録の取りまとめに当って，農林水産省図書館所蔵の当時の官報の閲覧を許されたことを深く感謝する。又，当時植物防疫行政全般を指導された上遠章氏，農政局資材課長として農薬行政を指導された庄野五一郎氏，戦時中より戦後にかけて実際に農薬行政を担当された青木卯氏から種々のご指導ご助言を賜った。又，当時農薬業界でご活躍された鈴木賢三氏および北原敏氏からも種々ご助言を賜った。更に，上遠章先生および明日山秀文先生から原稿のご校閲を賜り，中田正彦氏および古山清氏から絶えずご助言と励ましを賜った。

この記録の上梓に際しては，栗田年代理事長，岩本毅常務理事，山口昭資料館長，津谷武樹氏から数々のご厚情を賜った。

これらの方々に心からの御礼を申し上げるとともに，今は亡き諸先輩のご冥福を心からお祈りする。

1　戦時中の食糧増産と農薬の統制

日華事変前には，主要食糧の需給関係は内外地を通じてみればおおむねその生産をもって需要を充たし，需給の均衡を保っていた。したがって，事変勃発の前後にはわが国の官民ともに食糧の不足を懸念するものは少なかった。しかし日華事変が長びくにつれて，主要食糧の需要量が増大する反面，農村の労力および生産資材等の不足は漸次増加して，主要食糧の生産に関して著しく懸念されるようになってきた。

これに対し，昭和13年12月２日勅令第740号で農林省内に臨時農村対策部が設置され，農林水産物の生産の増強とそれに対する需給調整を推進することとなった。この部内に計画課，資材課および肥料配給統制課が置かれ，それまで農務局農産課病害虫係が担当していた農薬の資材統制行政は資材課農薬係が担当することになった。

資材課農薬係の所属はその後，資材部，総務局，資材局，農政局とつぎつぎに変ったが，（農林省は昭和18年11月より20年８月の間農商省となる。）係は一貫して農薬に関する行政を担当した。（第１表）。

一方農産課病害虫係は（農務局は昭和16年１月農政局となる。），これまで通り病害虫防除を指導推進し，両係は互に協力し合った。

戦前の農薬は無機化合物あるいはデリス，硫酸ニコチンなどのように外国からの輸入品が主体であった。したがって日華事変の進展に伴って，銅，鉛などの金属，硝酸，硫酸などの無機化学薬品，硫黄，石灰などの工業原料はいずれも軍需物資と競合し，あるいは海外よりの輸入原料は輸出入為替管理と関連するなどにより，農薬も統制時代に入ったのである。一方，食糧増産における病害虫防除の役割が高まると共に，農薬の重要性も次第に認識され，代用農薬の研究，農薬の緊急増産へと進展した。

農薬工業は大正末期から昭和初期にかけて徐々に発展して来たが，一部の企業を除いて，零細企業が多く，又品質，規格の面において問題が多かった。

昭和13年11月，農薬企業の団体としてまず輸入農薬統制組合が設立され，これが翌14年８月農薬統制組合に発展した。この農薬統制組合は，昭和18年８月農薬共販株式会社（昭和15年９月設立）に統合され，昭和18年９月，農薬共販株式会社は農薬統制株式会社と改称した。農薬統制株式会社は同年11月統制会社令による統制会社に改組され，戦後は通常の株式会社に改組されたけれども，昭和22年10月解散に至るまで統制経済の一翼をになった。これらについては，農林行政史，農薬のあゆみ，農薬の発達，農薬工業会15年の歩み，日本農薬株式会社をはじめ農薬会社各社の社史などに詳細に記載されている。これらの団体の活動は農薬の生産，配給の統制に関することが主体であったが，これまで問題とされていなかった技術的な諸問題について官民共に協力しながら解決に努力したことも無視することができない。（第２表）。

2　戦時中の農薬企業

2-1　昭和13年当時の農薬企業とその後の返還

戦前の農薬業者については『農薬のあゆみ』にも記載されているが，著者は昭和13年５月農林省農務局農産課発行の『農業薬剤製造所調』を参考とした。

この文献は，農薬の種類別に製造者，所在地，商品名が記載され，備考として製剤の内容の説明のあるものもある。農薬の種類は，除虫菊粉，除虫菊剤，デリス剤，煙草粉末，硫酸ニコチン，ニコチン剤，松脂合剤，生松脂，機械油乳剤，石油乳剤，石灰硫黄合剤，ボルドウ，硫黄，コロイド硫黄，ひ酸石灰，亜ひ酸，ひ素剤（ひ酸鉛），二硫化炭素，クロールピクリン及びホルマリン，コロイド銅及び銅石鹸，硫化加里，硫酸銅，硫酸鉄，硫酸，カゼイン石灰，石鹸，その他となっている。硫酸は青酸くん蒸に使用するため，生松脂，硫黄は松脂合剤，石灰硫黄合剤の農家の自家製造用として販売されていたものと推定される。したがって，もし，戦後も農家が松脂合剤又は石灰硫黄合剤を自家製造し，そのため生松脂又は硫黄が販売されたと仮定すれば，これらは，硫酸銅，生石灰と同様，農薬取締法の適用を受けることになったであろう。

著者は製造者を二つに分類し，輸入農薬統制組合，農薬統制組合，農薬共販株式会社，農薬統制株式会社のいずれかに加入していたもの（加入後脱退又は除名されたものを含む）を組合員企業，それ以外のものを非組合員企業とした。

製造者の中には，大正除虫菊株式会社と山彦除虫菊株式会社（合併して大同除虫菊株式会社となる。），大日本人造肥料株式会社と日本化学工業株式会社（いずれも日産化学工業株式会社の前身）の名前が記載されているが，これらはすべて組合員企業とした。この結果組合員企業は46社（第３表），非組合員企業は73社（第４表）となっている。

非組合員企業の中には，日本除虫菊製品業組合，日本二硫化炭素工業会，ホルマリン工業会など他の団体に加入しており，戦後，登録農薬を製造した企業がある。又住友化学工業株式会社は硫酸の製造しか記載されていない。非組合員企業の中には，農薬取締法施行後の農薬製造業者のリストに記載されている企業もあるが，大部分の企業はこのリストに記載されていない。又製造品目は除虫菊剤，石灰硫黄合剤などの１－２品目しか製造していないものが大部分であるが，中には浅妻末吉のように，除虫菊剤，ひ酸鉛，銅剤，石灰硫黄合剤など多くの農薬を取扱っているものもある。

昭和13年11月輸入農薬統制組合が結成され，翌14年８月農薬統制組合が設立されて，前述の組合員企業以外の農薬企業49社がつぎつぎとこれらの農薬企業団体に加入したので，農薬企業団体の名簿を参考とし，又戦後の認定農薬，登録農薬の製造の有無をも合わせて，これらの農薬企業92社の所属統制団体の変遷などを取りまとめ類別すると，第５表のように，昭和13年当時の組合員企業は，戦時中の企業整備により中止せざるを得なかったもの及び戦後の農薬技術の発展に対応できなかったものを除き，現在（昭和58年）に至るまで，ほとんど存続てしている。一方，昭和15年以後農薬統制組合などに加入したものは，27社の中４社が現在登録農薬を生産しているが，他は現在登録農薬を生産していない。

2-2　農薬企業団体の農薬技術への寄与

輸入農薬統制組合結成直後の昭和13年11月７日付上遠章氏より田中頴三氏宛の書簡の中に『本組合は将来主事の指導，組合員の自覚，農林省の応援を以て農薬協会という如きものに迄発展せしめ度きこと（小生の意見)』の文章がある。このことは輸入農薬統制組合の設立の目的は単に経済統制の団体結成のみではないことを示唆する。実際，この上遠氏の目標は８年後の昭和21年９月社団法人農薬協会の設立によって実現したのである。昭和13年以後，これらの団体は，農林省と共同して，農薬技術の面で活動したのである。

⑴　技術懇談会

昭和14年８月４日，５日農林省会議室で行われた農薬統制組合設立に関する協議会の議事録によると，８月５日につぎの文章がある。（資料１）

以上四議案議了ノ後左ノ協議打合ヲ為セリ

（イ）　農薬統制組合技術懇談会ニ関スル件

輸入農薬統制組合ニ於テ設ケタル技術懇談会ハ左記会則ノ通リ之ヲ本組合ニ継承ス

この会の目的は会則によると

（イ）分析方法

（ロ）製品ノ改良

（ハ）試験研究ノ連絡

（ニ）其ノ他共同ノ技術的向上

ニ関スルコトについて懇談することとなっている。

この技術懇談会の設立の時期は不明であるが，農薬統制組合より組合員あての文書『第２回技術懇談会議事報告ノ件』（昭和15年10月29日農統組第1768号ノ２）につぎの文章がある。

第３　記事

昭和14年４月15日輸入農薬統制組合総会ニ於テ技術員会合ノ件ヲ決議シ同月27日農林省農事試験場ニ於テ第１回協議会ヲ開催シ組合員各社ヨリ27人ノ参集ヲ得，農林省，同農事試験場係官御臨席ノ下ニ会則ヲ決議セリ。

このように技術懇談会は輸入農薬統制組合に於て発足し，種々の準備の上昭和15年４月23日第１回懇談会が農林省農事試験場に於て開催されたのである（出席者39名)。以後の懇談会はつぎの通りである。

第２回　昭和15年10月18日　日本農薬株式会社農薬試験場（大阪府南河内郡長野町）

第３回　昭和16年５月17日　農林省農事試験場鴻巣試験地

第４回　昭和16年10月25日　京都市　京染会館

第５回　昭和17年11月３日　京都市

この技術懇談会に於て，硫酸ニコチン，除虫菊剤などの定量法，農薬の物理性検査法，薬害の検査法などの討論が行われたほか，農薬の研究発表も行われた。又硫酸ニコチンについては関係会社による共同分析も決議している。

又第２回技術懇談会では，昭和14年輸入農薬統制組合より尾上哲之助氏に依頼して発行された『輸入農薬分析方法』をさらに拡大し，『農業薬剤一般ニ亘リ分析方法ノ編纂ヲ農事試験場ニ依頼シ組合ニ於テ印刷ヲ為スコト』を決議している。このことは，さきに村川重郎著『農薬の化学と応用』が朝倉書店で発行された因縁をもって，尾上哲之助著『農薬分析法』（昭和17年６月10日朝倉書店発行）となったのである。（夏目廉介・田中顕三書簡より）

第６回以後の技術懇談会については不明であるが，昭和33年５月26日農薬工業会技術懇談会として復活している。

(2)　農薬の種目，規格の整理統一と農薬審議委員会

前述の『農業薬剤製造所調』に記載の農薬の大部分は有効成分含有量などが明らかではないが，備考などから類推して，種々の規格のものがあったのではないかと思われる。

このような状況の中で，輸入農薬統制組合では，ひ酸鉛，硫酸ニコチン，松脂合剤，松脂展着剤の規格統一を目標にしている〔日本園芸雑誌51年第４号（昭14）より〕。それ以後の農薬の規格統一の取り組みについては，昭和16年前半までは明らかではないが，昭和16年後半より農薬の種目および規格の整理統一と企業整備問題が起った。この問題の中心的役割をなした農薬整備委員会は，農薬整備委員会規程によれば，『農業薬剤ノ種目及規格ノ整理統一並ニ企業の整理統合ニ関スル事項ヲ審議スル』目的で農薬統制組合内に設置されたが，会長は農林省が之を指名し，委員は会長が委嘱することになっている。委員会内に特別委員会が設けられ，具体的な案は特別委員会で作成し，本委員会に提出している。

この委員会の経過は，田中顕三氏メモ，会議資料，議事録などによればつぎの通りである。

昭和16年９月２日，農薬統制組合では理事会を開き，農林省より提案の農薬整備委員会に対する対策を協議している。この頃すでに会長は間部彰氏*に決定していた模様である。９月６日青木卯・田中顕三の両氏が間部会長の所へ行き，各委員の委嘱の手続を行い，同日農整第１号で，各委員宛に『農薬整備委員会委員委嘱ノ件』を発している。９月19日，農薬統制組合会議室で，第１回農薬整備委員会が開かれ，農薬整備委員会議事規程，農薬整備委員会審議方法案，農薬ノ種目及規格ノ整理統一ニ関スル件を審議している。

９月24日より特別委員会が開かれ，デリス剤，ひ素剤，大豆展着剤其の他の展着剤の種目及び規格等整理に関する特別委員会案がまとめられて会長に提出され10月14日の委員会に提出されている。つぎに銅剤，アルカリ剤，除虫菊剤，ニコチン剤，展着剤（２回目）について特別委員会で審議し，その結果を11月25日の委員会に提出している。その後，塩素剤，硫黄剤，鉱油乳剤などについて12月19日の委員会で審議している。　その間に，農林省資材部長より夏目組合長あてに通牒『農業薬剤ノ種目及規格並ニ企業ノ整備ニ関スル件』（昭和16年11月23日付16資部第11552号）が出され，その中に農業薬剤企業整備要領と共に，17年３月１日を以て，農薬の種目及び規格の整備統一を実施するよう命じている。（資料２）

＊　大正14年４月より昭和12年７月まで農林省農務局農産課長，退官後大日本農会常務理事。

企業整備についてはその後12月26日農薬統制組合臨時総会が開かれ，設備実行委員会を組織することが決議され，この設備実行委員会は17年１月12日及び15日に整備案を作成して関係部会に送付している。各部会は１月19日より30日までの間にそれぞれ具体案を提出し，その結果は２月９日農薬統制組合より農林省に報告されている。

農薬の種目及び規格の整理統一については，農薬整備委員会では，まず農薬の分類として，種類，種目，銘柄の３段階に分け，種目の中より，デリス根，液体松脂合剤，粉末松脂合剤，松脂鯨油合剤，松脂展着剤，灯油乳剤，軽油乳剤の製造を廃止することを決定している。銘柄については，同一の規格に属するものをまとめて名称を定め，名称には銘柄を一切つけぬこととした。（第６表参照）。この名称は，ひ酸鉛，ひ酸石灰，除虫菊粉などのように種目と同一のものが大部分であったが，銅剤のように種目の銅製剤の下に，銅製剤１号，銅製剤２号などが名称に，又種目の除虫菊乳剤の下に除虫菊乳剤1.5及び除虫菊乳剤３が名称になった例もある。

以上のように種目と名称と同一のものが多いので，その後，銅製剤の場合を除き，ひ素剤，デリス剤などの種類を種目とするようになり，『農業薬剤の種目及規格一覧表』にはひ素剤，デリス剤などを種目として記載されている。

規格については，農業薬剤最高価格**（昭和15年２月２日農林省告示第55号および昭和15年３月29日農林省告示第127号）中に規定されている規格と同一のもの（ひ酸鉛，ひ酸石灰，硫酸ニコチンなど），それ以下のもの（デリス粉），それ以上のもの（除虫菊乳剤。公定価格ではピレトリン0.72％またはピレトリン1.0％のものがある。）に整理されている。

かくして農薬の種目及び規格の整備統一は，第１回分として，銅剤，ひ酸鉛，ひ酸石灰，デリス剤，硫酸ニコチン，除虫菊剤，アルカリ剤，機械油乳剤，石灰硫黄合剤，硫黄石灰粉，水和硫黄剤，展着剤及乳化剤（大豆展着剤，大豆油さい展着剤，油脂展着剤，農用石鹸，鉱油乳化剤）及びクロルピクリンについて，16年12月23日農林省通牒として設定された。

その後，昭和17年２月16日農薬整備委員会が開催され，同日をもって解散を決議し，新に常設の農薬審議委員会が発足した。農薬審議委員会はその後，水銀剤，ひ酸鉄，ひ酸アルミニウム，ひ酸マンガンなどの種目及び規格の統一について審議し，成案のできたものは，農林省告示，通牒などを通じて実施している。これらの種目，名称，規格は，その後認定農薬の設定にも引きつがれ，公示第４号となっている。

これらの農薬の中，ひ酸鉄，ひ酸アルミニウム，ひ酸マンガン，ソーダ合剤などの代用農薬は戦後しばらくして姿を消すが，ひ酸鉛，ひ酸石灰の規格は，登録が失効するまで長く続けられ，石灰硫黄合剤，除虫菊粉，除虫菊エキス，除虫菊乳剤の規格は現在もそのままである。デリス粉の規格は当初ロテノン含有量４％であったが，昭和18年，当時の資材状況からロテノン含有量２％の規格が設定された。現在は後者の製剤はなく，３％以上の種々の規格の製剤が登録されている。銅水和剤は，銅製

** 一般に公定価格と呼ばれている。

剤３号，有機銅製剤１号，低含銅製剤はひ素剤の代用薬剤と同様の運命をたどったが，銅製剤１号および２号はもとの銘柄で使用され，さらにその後の技術の進歩により，銅含有量高濃度の製剤の登場となって現在に至っている。

又農薬の品質規格の統一と共に各薬剤の適用病害虫名，使用方法，注意事項などの表示の統一も実施されたが，これは後に農薬取締法の施行に際して役立っている。

このように農薬整備委員会及びこれを引きついだ農薬審議委員会は，戦前の種々の規格の農薬を整理し，集大成をして，戦後の農薬取締制度へと引きついだのである。

このほか，農薬審議委員会は昭和18年以後数回にわたって，『農薬ニ関スル研究会』を主催している。そして，農薬不足対策の技術的研究のほか，農薬の基礎的な研究についても関係技術者の検討が行われている。

2-3　農業薬剤配給統制規則等の改正

農薬統制株式会社は昭和19年３月現在の農薬配給統制関係の法規を取りまとめた『農業薬剤配給統制関係規定並要綱』を発行したが，当時法規の改変が頻繁のため，同年７月現在の改定版を発行すべく準備をした。この改定版は発行されなかったが，その原稿によるとつぎの事項が明らかになった。

⑴　農業薬剤配給統制規則の改正

昭和19年２月21日農商省令第８号『産業組合法施行規則外12省令中改正ノ件左ノ通リ定ム』が出されているが，この中に農業薬剤配給統制規則も含まれていたのである（資料３）。このことは農林行政史などに記載がないのでここに指摘しておきたい。

⑵　農業薬剤配給統制要領の改正

昭和15年10月２日，農業薬剤配給統制規則の公布と同時に，15対部第4649号臨時農村対策部長通牒『農業薬剤ノ配給統制要領ニ関スル件』が出された。この要領は昭和19年５月９日19総局第2040号農商省総務局長通牒により大巾な改正がなされた。その内容は資料４を参照されたい。

⑶　農業用ホルマリン配給統制要綱について

これまで農業用ホルマリン配給統制要綱は昭和15年11月農林省指令，昭和19年４月７日19総局第1539号農商省総務局長，軍需省化学局長通牒により改正となっていたが，この19総局第1539号通牒の前文中に

『農業用ホルマリンニ関シテハ昭和16年１月９日付16対部第2322号通牒農業用ホルマリン配給統制要綱ニ依リ配給統制ヲ実施シ来侯処－－－』（資料５）

とあるので，この要綱は昭和16年１月９日付で通牒されたものと見るべきであろう。

2-4　昭和19年以降の農薬事情

戦争末期の農薬事情は前出の各社の社史などにもその苦労が記載されているが，農薬統制株式会社の文書にもその一端を知ることができる。

昭和19年２月３日衆議院農林金庫委員会で，新潟県選出の代議士三宅正一氏が重政農商省総務局長に対して，農薬の増産とそのあい路に対する対策について種々質問している。　昭和19年４月15日，農薬統制株式会社社長より農商大臣あてに陳情書『農業薬剤製産数量確保ニ関スル陳情書』（農統第

1062号）を提出している。その中に肥料，農機具及び農薬は農業生産上の三重要資材であるが，前二者は，閣議などで優遇処置を取られているのに，農薬はその選にもれたことは遺憾であるとしている。農業薬剤等緊急確保対策（昭和19年５月30日閣議決定）はこれに対する回答と見るべきであろう。

閣議決定に対し，６月５日農薬生産確保協議会，８月10日東部農業薬剤生産増強打合会，９月７日西部農業薬剤生産増強打合会と，各業者は生産増強にまい進したが，減産のやむなきにいたり，農薬統制株式会社は出荷遅廷，割当量打切りなどの文書を出している。

2-5　其　の　他

戦時中における農薬の配給機構図では全国購買組合連合会の名があげられているが，商系の全国的組織の名がない。昭和15年10月，農業薬剤配給統制規則（農林省令第86号）公布施行当時はこの組織はなかった。しかし，夏目－田中書簡によると，昭和16年12月15日創立委員会，昭和17年２月17日全国農薬配給協会の発会式が農薬共販株式会社の会議室で行われている。この協会については，規約などの資料が見当らないため，正確なことは明らかではないが，19年の資料では，会長は井上清次郎氏，副会長は鈴木賢三氏，幹事に小林喜三郎氏が就任している。また農業薬剤配給統制規則の改正の通知文書の原議に，あて先の一つにこの協会の名があげられているので，商系の全国的中央会と推定される。さらに，この協会は昭和19年後半の農業薬剤下部配給機構整備に当り，農業薬剤配給機構整備委員会の一員であった。（資料６）

農業薬剤配給機構整備委員会規程

第５条　委員ハ関係官吏，国民更生金庫，全国農薬配給協会及全国農業経済会ノ役員其ノ他学識経験者中ヨリ農商省之ヲ命ジ又ハ委嘱ス

商業者が営業権を全国農業経済会に譲渡後もその残務整理のため，21年中頃まで存続している。

そうして，昭和22年４月４日，新たに農薬販売組合中央会が結成された。

農薬販売組合中央会の設立は『農薬のあゆみ』では昭和23年１月となっているが，昭和22年８月８日起案の22農局第1719号農政局長通達『農業薬剤の配給統制に関する件』の原議のあて先の中に農薬販売組合中央会の名があり，昭和22年８月14日農薬統制株式会社より株主にあてた農統配第403号に農薬販売組合中央会とその住所が記載されており，さらに22年５月10日付及び同年９月18日付で発送された同会の文書があることから，同会はすくなくとも，昭和22年には設立されていたものと推定される。又農薬協会発行の『農薬』第２号（昭和22年８月25日発行）中に農薬販売組合中央会結成の記事が記載されているので，昭和22年４月４日設立とした。

3　認定農薬制度および農薬取締法制定の背景

太平洋戦争に突入してからの我が国においては，あらゆるものが戦争遂行目的のために動員され，完全な統制経済下におかれた。戦争遂行のためには主要食糧の増産が喫緊の要務とされてきたが，現実には逆に食糧不足の方向へと進んでいたのである。これは，戦争の進行と共に広大な農地が飛行場等の軍用地に収用せられ，又軍事動員による労力不足も農地の荒廃の一因となった。又食糧増産上最も重要な資材である肥料の生産も戦争の拡大と共に次第に減少し，硫安は昭和20年は15年の約４分の

1，過燐酸石灰は昭和15年の164万トンが昭和20年には1万トンというべき恐るべき減産状況であった。農薬も緊急増産の要望にも拘わらず，生産は減少していた。これらの要因の外に，災害も相つぎ，昭和20年度の稲作は未曾有の大凶作となり，その上敗戦による外地の喪失，外国からの帰国，人口の増加も伴って深刻な食糧難となった。

これに対して，連合軍総司令部の指令，覚書による農地改革，農業協同組合などの農村の民主化，あるいは，食糧増産と人口対策のための緊急開拓事業なども行われたが，食糧の増産のために肥料その他の農業資材の増産とその適正な配給も重要な問題であった。

戦時中の統制経済は，それぞれの物資毎に統制会社，統制団体，地方長官が割当の権限を有していたが，戦後は，臨時物資需給調整法により，行政官庁のみがその権限を有することとなった。

一方，戦時中大量の軍需物資を保有していた軍需産業は，戦災，敗戦によりその生産の基盤を失い，他の産業に転換せざるを得なくなった。昭和21年9月30日，企業許可令が廃止されると，これらの企業の中には農薬工業に目を向けはじめたものもある。そうして軍需工場などに残されたいわゆる隠匿物資を利用して農薬の生産をはじめたが，未経験，技術の不足のため，薬効不足，薬害などの問題を起した。このような不良農薬の出廻ることを防止し，規格に合った農薬を製造販売させる狙いで農薬取締りの要望が強くなった。一方，原料，電力などのあい路を克服して農薬の増産に努力しておる企業のち密な管理のもとに製造された優良農薬については，これを認定農薬として公認し，その普及を図ろうとする構想が生まれた。

4　認定農薬制度実施の準備

4-1　認定農薬制度の発端

認定農薬制度の要望はすでに昭和20年末に出されている。農薬統制株式会社より株主あての文書『株主懇談会議事録送付ノ件』（昭和20年11月9日付農統第2445号）の中につぎのような文章がある。

農業薬剤統制機構等刷新ニ関スル件

3.『認定農薬制度』ノ設置

（イ）　優良農業薬剤ノ普及発展ヲ図ル為優良品ヲ『認定農薬』トシテ公認制度ヲ設クルコト

（ロ）　前項認定農薬ノ審査ニ当ラシムル為農林省内ニ関係官吏，学識経験者等ヲ以テ農薬審査会（仮称）ヲ組織スルコト

この文書の中には，全国農業会，農薬製造業者，食糧関係団体其の他広く一般よりの協力による『農薬科学研究所』（仮称）の設立案もあり，その研究所の業務の一つとして『農薬の認定試験』があげられている。

農薬統制株式会社の第3回業務報告書によるとこの株主懇談会は11月7日に開催された。議事録によると出席者は東北製造所他20社で，前述の案件のほか，農薬統制株式会社改組要項，農薬審議委員会に対する要望も協議されている。この農業薬剤統制機構等刷新に関する件は，それ以前に農林省，全国農業会，農薬統制株式会社関係者により検討され，11月7日成案となってこの株主懇談会に提案されたものであるが，『満場一致ヲ以テ可決セリ』となっている。

前述のように，昭和20年より21年にかけて我が国の食糧事情が急激に悪くなり，食糧増産が急務となった。この対策の一つとして昭和21年２月15日，農業薬剤緊急確保対策要綱（資料７）が農林省省議で決定されている。この省議決定は，昭和19年５月30日閣議決定の農業薬剤等緊急確保対策と共に，農薬行政史上画期的なことである。

この要綱中には，前の閣議決定の対策と類似のものもあるが，新につぎの事項が加わっている。

6．農業薬剤ノ審査制度ヲ設ケ優良品ノ選奨普及ヲ図ルト共ニ不良品ノ防遏ニ努メ之ガ改善指導ヲ行フコト

7．関係官吏，関係団体代表者，学識経験者等ヲ以テ農林省内ニ農薬審議会ヲ設置シ農業薬剤ニ関スル重要事項ノ審議並ニ農業薬剤ノ審査ニ当ラシムルコト

この省議決定にしたがって，農薬審議会が設置され，３月11日農薬審議会幹事会が農薬統制株式会社に於て，３月20日第１回農薬審議会が農林省農事試験場に於て開催され，農林省認定農薬制度への準備に入ったのである。

4-2　認定農薬制度実施までの経過

昭和21年３月20日農林省農事試験場で開催された第１回農薬審議会次第はつぎの通りである。

『農業薬剤緊急確保対策要綱』の報告およびこの審議会の成立経過の報告ののち，農薬審議会事務規程案，『農林省認定農薬』審査制度要綱案の審査をしている。又農薬の緊急増産のため，重要農業薬剤緊急増産実施要綱案も提案されている。その後農業薬剤検査制度に関する件などについて懇談されている。『農林省認定農薬』審査制度要綱案（資料８）では，この制度の目的は『本制度ハ農作物病害虫防除上優秀ナル農業薬剤ノ普及ヲ奨励シ不良薬剤ノ使用ヲ防止スル』ことであり，そのために，農薬製造業者は『審査申請書ニ見本並ニ参考書類ヲ添ヘ』農薬審議会に提出し，農薬審議会は農林省農事試験場に審査に必要な試験を依託し，その結果により，『農林省認定農薬』として公認することになっている。このため，農薬審議会は『農薬審議会事務規定』により，原則として年２回東京で開催するが，幹事会は原則として毎月１回開催することになっている。

しかし，21年５月９日開催された第２回幹事会では，認定農薬制度についての新たな提案はなく，農薬取締制度の最初の法的根拠ともいうべき，農業薬剤生産配給統制規則案が提案されている。この案は，戦時中の配給統制制度の法的根拠である輸出品等ニ関スル臨時措置ニ関スル法律（昭和12年法律第92号）による農業薬剤配給統制規則（昭和12年10月２日農林省令第86号）に代るものとして検討されたものである。その要点は戦後産業臨時措置令によるものとし，農薬製造業を許可制とし，製品について規則による表示と保証票添付を義務付け，又農林大臣は必要な検査を実施することができ，優良な農薬に対して認定農薬として公認することとなっている。その他生産配給統制の規定があるが，この規則案は結局実施されていない。

その後，昭和22年３月28日の農薬審議会幹事会までの審議会および幹事会の動きは不明である。その間に，昭和21年９月25日社団法人農薬協会が設立され，21年９月以降は，認定農薬制度は農薬協会の定款第３条第２号及び第３号の実施として準備されて行く。

21年９月26日，10月９日の２回にわたる農薬協会の研究所設置準備会（委員会）では，農薬の検査

は農薬研究所の業務の一つとしているが，行政との関連で，農林省農事試験場の施設の利用を希望している。又10月９日の第２回研究所設置委員会の提案の資料に農業薬剤検査規程案および農業薬剤公定検定方法案がある。前者は農業薬剤需給調整規則案による規程案で，農薬検査は農薬協会農薬検査所で行うこととし，後者は農薬の公定検定方法は農業薬剤公定検定選定委員会で審議し，設定することとしている。

この農業薬剤需給調整規則案は農薬取締制度の基本法『農薬の品質保持に関する法律』制定までの暫定措置として，臨時需給調整法（昭和21年法律第432号）による規則として，農薬の受給調整と取締を行うため検討されたものである。この規則案では，農薬の配給統制のほか，農薬の製造販売の届出制，農薬の検査についても規定されている。しかし，この規則案も結局実施されず，ただ農薬の配給統制は，翌22年に農業資材配給規則（昭和22年９月16日農林省令第464号）により，農業資材の配給統制の一環として実施された。このように，認定農薬の法的な規定なしに，農林省の行政指導によるものとして次第に準備されて行くのである。

昭和21年10月31日農林省総務局３階会議室で開催された農薬協会発起人並理事会で提案された社団法人農薬協会処務規程案では，農薬検査所と農薬研究所は別の組織として提案されている。又同時に提出されている農薬検査所規程案では，農薬検査所は，事務部，検査部，検定部の３部からなり，検査部は農薬の検査を行うが，検定部では，効力検定法，品質保持，公定検査法などの調査研究的な業務を行うことになっている。又各種の委員会に対する委員会設置要綱案も提案されているが，この中の検定法委員会及び検査委員会は農薬検査所関連の委員会となっている。

昭和21年12月４日農薬検査に関する打合せ会が農薬協会仮事務所（白木屋４階）で開催され，農薬検査実施に関する件，検査機関に関する件，検査検定法委員会の件，検査実施の予定時期などの打合せが行われている。実施時期は昭和22年２月－３月を予定し，検査機関として除虫菊研究所との合併を検討している。この時国営の検査所（農林省農薬検査所）が話題となっている。

さらに12月26日，再び同所で農薬検査に関する打合せ会が開催され，社団法人農薬協会農薬検査規程案，社団法人農薬協会農薬検査施行細則案が検討されている。

翌22年１月10日農薬検査実施に伴う打合会が農薬統制株式会社会議室で開催され，『農林省認定農薬』審査制度実施細則案の検討と共に，農業薬剤取締法案，農業薬剤取締法施行規則案が検討されている。この時提案されている農業薬剤取締法案は次第に農薬取締法案へと進展するが，これについては後述する。

かくして次第に固まって来た認定農薬制度はその後２月18日の第１回農薬検査委員会に於て，農薬検査実施要綱案，社会法人農薬協会農薬検査規程案，社団法人農薬協会農薬検査処務内規案，公示第１号案などを協議決定し，３月19日農林省農事試験場で開催された農薬協会第４回定例理事会に報告されている。

一方，22年３月28日農薬審議会幹事会が農薬統制株式会社会議室で開催され，農薬審議会改組に関する件，『農林省認定農薬』検査制度実施に関する件などが協議されている。

かくして，４月16日付で農薬協会より農林省あてに，『農林省認定農薬検査規程伺の件』が提出さ

れ，これに対して，5月9日農林次官通達『農林省認定農薬の検査施行に関する件』（22農政第892号）で回答されている。

認定農薬制度の実施に当り，技術者不足などにより農薬協会農薬検査所の検査員のほかに主要農薬製造業者の技術者に検査を委嘱せざるを得ないため，これらの嘱託農薬検査員に対する嘱託検査員事務打合会を開催している。この嘱託検査員事務打合会は，関東地区は22年4月22日農林省農事試験場で，関西以西のブロックは5月2日京都大学化学研究所でそれぞれ開催され，農薬検査実施要綱，農林省認定農業薬剤検査規程，社団法人農薬協会農薬検査処務内規など諸規程の説明，第1回に認定予定の農薬の一覧表の説明，検査済証票の貼付，農薬分析検査法などに関する打合せを行っている。

4-3　認定農薬制度実施に伴う要綱，規程など

認定農薬制度は，審査は農薬審議会，検査は農薬協会により実施されたが，法規に準ずるものとして，『農林省認定農薬』審査制度要綱，『農林省認定農薬』審査制度実施規程，農薬検査実施要綱，農林省認定農業薬剤検査規程，社会法人農薬協会農薬検査処務内規の5つの要綱または規程がある。前2者は農薬審議会，他は農薬協会に関するものである。

⑴　『農林省認定農薬』審査制度要綱

この要綱は，昭和21年3月20日第1回農薬審議会に提案された5項目は殆どそのままの形で取り入れられ，その他『農林省認定農薬』審査制度実施規程第6条がこの要綱にも追加挿入されたと見られる。しかしこの第6条の追加は鉛筆書きのメモであるので議決された確証はない。（資料8）

⑵　『農林省認定農薬』審査制度実施規程

この規程は，昭和22年1月10日農薬協会主催の農薬検査実施に伴う打合会に提案された『農林省認定農薬』審査制度実施細則案が改題修正されたものである。細則案は9ヶ条からなるが，実施規程では7ヶ条に修正されている。主な修正点はつぎの通りである。（資料9）

（イ）　第2条の『農林省農事試験場に審査の為の必要な試験を委嘱する。』を4月25日新たに設置された農林省農薬検査書を加えて，『農林省農事試験場又は農林省農薬検査所に審査の為め――』と修正された。

（ロ）　第3条の『農林省農事試験場の試験成績と審査申請書記載事項の調査報告に基き審議を行い，―――』を『前条の調査及試験成績に基き審議を行い，―――』と修正された。

（ハ）　第4条の認定の基準中『1.優良製品と認められるもの（申請書記載の品質を具備し薬効顕著であり薬害なきもの）』の括弧内が削除された。これは当然なことであるが，具体的な判断の基準が困難であるためであろう。

（ニ）　第6条は削除され，第8条は第6条として，『第4条に依り公認された製品は所定の「農林省認定農薬」なる標示を為すものとする。』となった。

（ホ）　第7条の『―――社団法人農薬協会農薬検査所の検査を受けなければならない。』を『―――の検査を受けしむるものとする。』と修正され，第9条は削除された。

⑶　農薬検査実施要綱

この要綱は，昭和22年2月18日第1回農薬検査委員会に提案されたままのもので，検査の目的，検

査の方針，検査の機関，検査の運営の４項目からなる。

⑷　農林省認定農業薬剤検査規程

この規程は，昭和21年10月９日第２回研究所設置準備委員会に提案された農業薬剤検査規程案が最初で，同案が立消えとなったので，同年12月26日行われた農薬検査に関する打合せ会で新たに社団法人農薬協会農薬検査規程案が提案され，その後，昭和22年１月10日の農薬検査実施に伴う打合せ会，２月18日の第１回農薬検査委員会，３月19日の第４回農薬協会定例理事会などで検討され，農林省の承認を得て，農林省認定農業薬剤検査規程と改題されたものである。

農業薬剤検査規程案は前述のように農業薬剤需給調整規則案に対応して作成された案で，総則，市販品検査，工場製品検査，認定農薬品検査からなる38ヶ条の規程で，農薬取締制度の検査と認定農薬の検査を一緒にしたようなものであった。しかもこれらの検査はすべて農薬協会農薬検査所で行うこととしている。この規程案が立消えとなったのち，12月26日提案された社団法人農薬協会農薬検査規程案は21ヶ条から成っている。この規程案は，その中の４ヶ条は削除され，４ヶ条は処務内規に移行し，同時に提案されていた施行細則案より移行した５ヶ条と共に１月10日には18ヶ条の規程案に修正された。その後第３条の削除のほか，文語体を口語体に修正するための字句修正などがあり，さらに公的な規程らしく字句の整理をされ，農林省認定農業薬剤検査規程となった。

⑸　社団法人農薬協会農薬検査処務内規

この内規は，昭和21年12月26日農薬検査に関する打合せ会で提案された社団法人農薬協会農薬検査施行細則案が基本になっている。この細則案は12ヶ条からなり，内規のほか，公示事項，検査規程に移行すべきものも含まれていたので，それぞれ整理し，検査規程案より処務内規に移行すべき４ヶ条と共に新しく10ヶ条からなる社団法人農薬協会処務内規案として，22年１月10日，農薬検査に伴う打合せ会に提案された。その後，字句修正などがあり，農林省の承認を得て，施行された。

この内規は，嘱託農薬検査員に関する事項，検査簿，報告事項などについて具体的に規定している。

⑹　公示について

認定農薬に関する農薬協会の公示を洗ってみると，公示第１号は農薬検査員証の様式および農薬検査済証の様式について，公示第２号は農薬検査所支所について，公示第３号は検査を行う農林省認定農薬の製品名，製造者並製造工場名及び所在地，公示第４号は検査を行う農薬の規格について，いずれも５月１日付で公示されている。又翌23年２月17日公示第５号として農林省認定農薬分析法が公示された。

これらの公示事項の中，公示第１号はすでに農業薬剤検査規程案および農薬検査施行細則案中に別記様式として提案されていたが，22年１月10日以後は公示第１号案として検討された。１月10日のときはスタンプの検査済証印となっていたが，２月18日のときはラベルの検査済証となっているので，スタンプよりラベルに変更されたのはこの頃であろう。

公示第２号は打合せ会などに特に提案されていない。公示第３号は１月10日の打合せ会の資料には公示第３号案として項目を提案している。

公示第４号は，農薬検査施行細則案では本則第３条に記載されていたが，１月10日に於ては公示第

2号案として検討されている。又農薬検査施行細則案第1条および1月10日の公示第2号案中の『認定農薬の種目および名称』は，公示第3号および第4号中に包括されているので，別に改めて公示をしていない。

22年5月以後に認定された農薬の関係事項及び認定農薬製造業者の社名変更などによる変更については，22年12月29日『公示第3号改正に関する件』および『公示第4号改正に関する件』として公示された。

公示第5号は，『輸入農薬統制組合規格品分析法（尾上哲之助編）』，『農薬分析法（尾上哲之助著）』などを参考に，農薬協会農薬検定法委員会が作成てたもので，農薬取締法施行当初はこれを参考として農薬の分析が行われた。

4-4　農薬審議会の規定等の改正について

昭和21年3月に発足した農薬審議会は，認定農薬制度実施に伴い，一部改組され，農薬審議会規定および農薬審議会事務規定も一部改正された。農薬審議会規程第1条は，「農薬審議会は農業薬剤の規格の制定並に『農林省認定農薬』の審査，其の他農業薬剤の調査研究に関する重要事項に関し審議を行ふ。」と改正された。

農薬審議会事務規定第1項の審議項目は6ヶの事項から3ヶの事項に変更された。又内部組織も変更が加えられ，従来の幹事会のほかに常任委員会を置くことになり，常任委員会は幹事会と同様原則として月1回開催されることとなった。常任委員会は総会に準ずるものであり，認定農薬の審査もこの常任委員会で行われた。（第3項－第7項）。又審議会の議事は，従来は出席者の過半数により決したが，これを出席者の三分の二以上により議決すると変更された。

5　認定農薬制度の実施

5-1　昭和22年頃の農薬製造業者

農薬統制株式会社の株主以外の農薬製造業者に対し，農林省は昭和22年5月7日22農局第854号農政局長通達により『農業用薬剤製造事項調査』の回答を求めている。この通達の内容は現在不明であるが，回答文書から判断して調査事項は『農林省認定農薬』申請書の様式に準ずると推定される。

この通達関係の製造業者及び『農林省認定農薬』の認定申請をした製造業者の資料を整理すると組合員企業以外の農薬製造業者は製造予定者を含めて約100社である。（第7表）。これを第4表と比較すると戦後はじめて農薬を製造した業者が大部分である。この中には北興化学工業株式会社の前身である野村鉱業株式会社や，三菱化成工業株式会社などの名前がある。第4表では硫酸を製造していた住友化学工業株式会社が，この頃は日新化学工業株式会社の名前でクロルピクリンの製造を計画している。

第11表の製造業者の製造品目は，ひ酸鉛，除虫菊剤，石灰硫黄合剤など農林省が規格を設定しているものの外，規格が設定されていない『その他の製剤』も非常に多い。この『その他の製剤』には松根油を含む製剤，フェノチァジンを含む製剤，ハナヒリノキの有効成分グラヤノトキシンを含む製剤であるが，有効成分不明のものも多い。又，ＤＤＴ剤，ＢＨＣ剤の申請もはじまっている。

第11表に記載の農薬製造業者の農薬取締法施行以後の状況を調査すると農薬製造業者のリストに記載されていないものが多い。これは認定農薬として認定されなかったので，農薬登録申請を断念したためであろう。

5-2　農薬の認定審査

認定農薬制度の円滑な運用として，まず戦時中の企業設備で残存した農薬製造業者の中，戦後も農薬の生産を行っていた業者の主要農薬で，昭和16年以後農林省の定めた品質，規格に合致するものは最初から認定農薬として認定された。又除虫菊剤の製造業者で農薬統制株式会社に加入しているものも同様である。

その後，戦時中に合併させられた農薬企業の中，戦後円満に分離独立した農薬企業の農薬も認定された。又農業会系統の石灰硫黄合剤も優先的に認定されているが，これはその後次第に脱落し，30年以後登録を有するものはごく少数となった。

一方第11表に見られるように，戦後はじめて農薬を生産する企業も非常に多く，認定農薬への申請が続出したが，認定されたものは僅少であった。これらの企業の農薬で，その後農薬取締法による登録が行われたものも若干あるが，認定農薬の認定は非常に厳しかったのである。

なお，昭和22年６月20日第１回農薬審議会常任委員会に提案された『認定農薬』認定基本方針案はつぎの通りである。

『認定農薬』認定基本方針（案）

	1	2	3	4	5
A：規格品より優秀なもの	認定	認定	認定	認定	認定
B：規格品と同等のもの	認定	所持の数量に依り認定	否	否	否
C：規格品より劣るもの	否	否	否	否	否

１：重要資材を自己生産するもの
２：重要資材を所持するもの
３：副資材を自己生産するもの
４：副資材を所持するもの
５：全資材の供給を要するもの

備考：『規格品より優秀なもの』とは薬効，利用効果，価格，原資材，工場設備，試験研究設備，技術者等の総合的見地より見て優秀なるものとする。

農薬の種類別の認定検査の結果はつぎの通りである。

⑴　ひ素剤

（イ）　ひ酸鉛

認定農薬制度施行当初に認定された農薬（以下当初農薬と略す。）は日本農薬株式会社，日産化学工業株式会社，日本鉱業株式会社，東亜農薬株式会社の４社の製品である。その後，大内新興化学工業

株式会社１社の製品のみ認定されている。ひ酸鉛の認定申請は非常に多かったが，大部分は保留又は否決却下であった。しかし，農薬取締法施行後，三菱鉱業株式会社のひ酸鉛（登録番号第13号）ほか10社のひ酸鉛が登録になっている。

（ロ） ひ酸石灰

当初認定農薬は，日本農薬株式会社，日産化学工業株式会社，東亜農薬株式会社，合資会社三笠商会，鹿児島化学工業株式会社の５社の製品で，その後認定されたものはない。他に認定申請されたものは皆否認却下となっている。

（ハ） ひ酸鉄，ひ酸マンガン

これらの当初認定農薬は，いずれも日産化学工業株式会社１社の製品である。他に認定申請されたものはいずれも認定されていない。

（ニ） その他のひ素剤

ひ酸鉄石灰，亜ひ酸石灰などの認定申請があるが，否認却下されている。

⑵ 除虫菊剤

（イ） 除虫菊粉

当初認定農薬は，大日本除虫菊株式会社，大同除虫菊株式会社，帝国除虫菊株式会社，内外除虫菊株式会社，長岡駆虫剤製造株式会社，鹿児島化学工業株式会社，生口農村工業販売購買利用組合連合会の７社の製品である。その後，大下回春堂，北海除虫菊工業株式会社，資生堂化学工業株式会社のほか，全国農業会佐賀工場，北海道農業会，岡山県農業会，広島県農業会，山口県農業会，愛媛県農業会の製品が認定されている。認定されなかった製品の中，北海道菊化工業株式会社および菊日本工業株式会社の２社の除虫菊粉は，後に登録になった。

（ロ） 除虫菊エキス

当初認定農薬は，前述の除虫菊関係の会社の中，大日本除虫菊株式会社，大同除虫菊株式会社，帝国除虫菊株式会社，内外除虫菊株式会社および長岡駆虫剤製造株式会社の５社の製品のほか，東亜農薬株式会社の製品合計６社の製品である。

その後，大下回春堂，北海除虫菊工業株式会社，北海道農業会の３社の製品が認定された。認定されなかった製品の中，菊日本工業株式会社の除虫菊エキスは後に登録になっている。（登録番号第725号）。なお，ピレトリン含有量15％の除虫菊エキスの認定申請があったが，いずれも認定されていない。

（ハ） 除虫菊乳剤（1.5％，３％）

大日本除虫菊株式会社，大同除虫菊株式会社，帝国除虫菊株式会社，内外除虫菊株式会社，長岡駆虫剤製造株式会社および東亜農薬株式会社の６社の1.5％乳剤および３％乳剤はいずれも当初認定農薬である。又，三明化学株式会社および嘉宝物産株式会社の1.5％乳剤，大下回春堂の３％乳剤は当初認定農薬となっているが，これらの会社の残りの３％乳剤又は1.5％乳剤は後にいずれも認定農薬になっている。又日産化学工業株式会社および東亜農薬株式会社の除虫菊エステル乳剤も当初認定農薬となっている。

その後，北海除虫菊工業株式会社，資生堂化学工業株式会社，北海道農業会の３社の1.5％乳剤および３％乳剤はいずれも認定農薬になった。鹿児島化学工業株式会社の1.5％乳剤も認定農薬になったが，これは後に登録農薬となっていない。認定されなかった製品の中，北海道菊化工業株式会社の３％乳剤は後に登録になっている。（登録番号第159号）。

（ニ）　その他の除虫菊剤

その他，除虫菊デリス混合剤など，除虫菊と他の農薬の混合剤などの認定申請も10件近くあったが，いずれも認定されていない。しかし，これらの中より後に登録になったものも数件ある。

⑶　デリス剤

デリス粉２の当初認定農薬は，石原農薬株式会社，日南貿易株式会社，タキイ農薬工業株式会社，三共株式会社，東亜農薬株式会社，日本農薬株式会社の６社の製品である。

デリス乳剤の当初認定農薬は日本農薬株式会社，三共株式会社の２社の製品で，その後認定されたものはない。他に認定申請をして，否認却下された製品の中，立石春洋堂のデリスミンは後に登録になっている。（登録番号95号）。

⑷　硫酸ニコチン

当初認定農薬は１社もなく，後に石黒製薬所の製品が認定となっている。認定にならなかった佃製薬所および資生堂化学工業株式会社の硫酸ニコチンは後にいずれも登録になっている。

⑸　ソーダ合剤

東亜農薬株式会社，伴野農薬製造所，鹿児島化学工業株式会社，合資会社三笠商会の４社の粉末ソーダ合剤及び液体ソーダ合剤，日本農薬株式会社の粉末ソーダ合剤はいずれも当初認定農薬となっている。又東亜農薬株式会社大阪工場となっていた山本害虫駆除研究所は後に円満に分離独立し，同社の粉末ソーダ合剤および液体ソーダ合剤は認定農薬となった。しかし，ソーダ合剤は松脂合剤の復活と共に重要性を失い，これらの認定農薬の中登録農薬となったのは，鹿児島化学工業株式会社および山本農薬株式会社の粉末ソーダ合剤および液体ソーダ合剤，合資会社三笠商会の液体ソーダ合剤の５件である。

ソーダ合剤ではなく松脂合剤として認定申請した製品はいずれも認定されず，この中の全国農業会農業科学研究所の松脂合剤は後に登録になっている。（登録番号第244号）。

⑹　機械油乳剤

機械油乳剤の当初認定農薬は１社もない。しかし，その後日本農薬株式会社（80％乳剤），伴野農薬製造所（60％乳剤），鹿児島化学工業株式会社（60％乳剤および80％乳剤），合資会社三笠商会（60％乳剤），大阪化学産業株式会社（60％乳剤）および静岡県農業会庵原農薬工場（庵原農薬株式会社の前身，60％乳剤）の６社７件が認定されている。認定申請をして保留となった製品の中，東亜農薬株式会社の80％乳剤，山本害虫駆除研究所の60％乳剤，日本鉱業株式会社および日本石油株式会社の製剤は後に登録になっている。

⑺　クロルピクリン

クロルピクリンも当初認定農薬は１社もない。しかし，その後三井化学工業株式会社，日本化薬株

式会社，日本曹達株式会社，保土ヶ谷化学工業株式会社，三菱化成工業株式会社，三光化学工業株式会社，平塚農芸化学工業株式会社の７社のクロルピクリンは認定になり，日新化学工業のクロルピクリンは保留になっている。

⑻　銅　剤

当初認定農薬は，日産化学工業株式会社の銅製剤１号（王銅），三共株式会社の銅製剤２号（クポイド）および有機銅製剤，東亜農薬株式会社の銅製剤３号（活性ボルドー）および低含銅製剤，大島化学研究所の低含銅製剤である。その後認定申請をした銅製剤はいずれも保留となった。又硫酸銅の認定申請があったが，認定されなかった。

⑼　水銀剤

当初認定農薬は，日本特殊農薬製造株式会社のウスプルン，セレサン，三共株式会社のメルクロンである。その後，三共株式会社のメルクロンダストおよび鹿児島化学工業株式会社のミクロジン（ミクロサイドの改名）が認定された。それ以外の認定申請をしたものはいずれも保留になったが，その後日平産業株式会社のデミターは登録になった。（登録番号第152号）。

⑽　石灰硫黄合剤，水和硫黄剤

石灰硫黄合剤の当初認定農薬は日産化学工業株式会社，日本農薬株式会社，東亜農薬株式会社，伴野農薬製造所，鹿児島化学工業株式会社，合資会社三笠商会，帝国除虫菊株式会社，佐賀産業株式会社，帝国化学工業株式会社，群馬農薬製造所，埼玉石灰硫黄合剤製造所，有限会社海野工場，佃製薬所，柳井工業株式会社の14社の製品と，全国農業会佐賀工場，北海道農業会５工場，青森県農業会６工場，岩手県農業会，秋田県農業会，静岡県農業会庵原工場の製品で，企業整備で残存の企業が主体である。その後，石黒製薬所，神奈川農薬製造所，八洲化学工業株式会社，山本害虫駆除研究所，関西ペイント株式会社の製品のほか，伴野農薬製造所弘前工場，佃製薬所四国工場の製品が認定されている。又青森県農業会弘前工場，山梨県農業会塩山農薬工場の製品も認定された。それ以外の認定申請をしたものは保留又は否決却下となったが，その中で入交産業株式会社など５社の石灰硫黄合剤は後に登録されている。

水和硫黄剤の当初認定農薬は，日本農薬株式会社のラバサイド，三共株式会社のソイド，皇国化学工業株式会社および三井物産株式会社物資部農薬研究所（後に東京農薬株式会社と改組）の４社の製品である。それ以外の認定申請したものは否決却下となっている。

⑾　展着剤

当初認定農薬は，日本農薬株式会社のリノー，日産化学工業株式会社の油脂展着剤，東亜農薬株式会社のエステル展着剤である。その後，日本農薬株式会社のネオリノー，日産化学工業株式会社の日産展着剤，山本農薬株式会社の松脂展着剤，大阪農薬株式会社のレジン展着剤，東亜化学工業株式会社の茶仁展着剤が認定された。その他の認定申請をしたものは保留又は否決却下となったが，その中で，日本農薬株式会社のボルドーソープなど数社の製品は後に登録になっている。

⑿　ＤＤＴ剤

ＤＤＴ剤は農林省農事試験場，各都道府県農事試験場などにおいて試験され，その結果について農

薬審議会で審査した結果，昭和23年４月26日の常任委員会で，乳剤については日本農薬株式会社他10社の，水和剤については，日本農薬株式会社他３社の製品を準認定農薬と決定した。

認定されなかったそれ以外の製造業者の製品もその後登録されている。

⑬　その他の農薬

その他認定申請をした農薬も多くあるが，いずれも農林省が品質規格を設定したものでなく，保留又は否決却下となっている。しかしその中で，帝国化工株式会社のテカフロン（登録番号第206号），合資会社三笠商会のミカサ豊年油（登録番号第204号）などは後に登録になった。

又鐘淵紡績株式会社および今津製薬株式会社はそれぞれＢＨＣ剤の認定申請をしているが，いずれも否決却下されている。しかし後に，この２社のＢＨＣ剤は別の品質規格の製品が他社の製品と共に登録されている。

6　農薬取締法制定への胎動

6-1　農薬取締法の基本的考え方の変遷

戦前の農薬取締法案の構想は，肥料取締法の考えを踏襲していた。さらに戦時中の統制経済の考えが加わり，昭和21年頃の法案は製造，販売などの業も，製品も厳しく取締ることを基本としていた。

これに反してＧＨＱの考え方は，製造業者，販売業者などの自由でかつ公正な競争と農家の自主的な判断を尊重して，その上で違法，不正を取締ることを原則とした。従って農薬についてその品質，薬効，薬害など真実な表示ていあれば，製品はどのような規格であってもよいという考えであった。

このような考え方の変遷は農薬取締法の要綱，法案において見られ，昭和23年制定の農薬取締法には，このＧＨＱの考え方が反映している。

しかし現実において，規格の濫立は農家に無用の混乱をもたらすおそれがあるので，昭和26年の法改正では公定規格が規定されたが現在に至るまで実施されていない。

その後の数回の法改正で安全性の面から農薬の取締が強化されたが，品質についてはほとんど当初のままである。しかし，農薬の製剤技術の進歩と共に，農薬の品質は著しく向上し，この面での農薬取締法の目的は達成されつつある。

6-2　戦時中の農薬取締制度の構想

農薬取締法の制定は，戦前より，各界から要望されていたがなかなか実現せず，そのうち日華事変が勃発し，農薬の行政は資材の統制，配給の面に主力がおかれた。

しかし，昭和16年度，17年度，18年度の農林省農政局農産課の予算要求資料中に，農業薬剤取締ニ関スル要綱案と，取締に必要な予算の要求資料が見られ，これにより，戦時中も農薬取締法制定への努力が続けられていたことは明らかである。

『農業薬剤取締ニ関スル要綱案』には，目的，農業薬剤の定義，取締事項，被取締者，取締方法，取締の機構及権限が記載されている。この中には，農薬の業の取締りと製品の取締りの両方の取締りが記載されている。業の取締りとして農薬の販売業は地方長官に届出することとしているが，製造業及び輸移入業は地方長官の免許，主務大臣の免許とつぎつぎと変っている。製品の取締りとして，製

造できる農薬は主務大臣の免許又は認可を必要とし，農林大臣が規格を定めた種類の農薬については，規格以外の製品は製造及び販売できないものとしている。又製品については保証票の添付を義務づけている。又，18年度の要綱案では，農薬製造業の免許に製造技術，製造設備などを考慮し，製品については，その製造工程，表示成分，内容量などの品質管理の面を考慮している。(第8表)。

取締機構として，本省に専任職員をおき，農薬の取締行政を総括させ，農薬の技術的な問題については，本省農政局直轄の機関（又は農事試験場内）に専任職員をおいてこれに当らせることとしているが，この細部案には，農薬検査所生物課2係，化学課3係を予想させる構想が見られる。又地方庁（都道府県庁）にも職員をおき管内の取締りを行わせることとしている。しかしこれらの構想の実現は，戦後に持ち越されたのである。

6-3　農薬取締法制定までの段階

これまで昭和21年から23年の農薬取締法制定に至るまでの経過は，資料が少なく不明の点が多かった。しかし，現在当資料館に保管されている資料を整理，分析すれば制定までの経過が推定できると思われる。

農薬取締法制定までに検討されたと思われる資料としてはつぎの議案がある。

（イ）　農業薬剤生産配給統制規則案（以下統制規則案と略す）及びその告示案……昭和21年5月9日，第2回農薬審議会幹事会に提出されたもの

（ロ）　農業薬剤需給調整規則案（以下調整規則案と略す）及びその告示案……日時不明，昭和21年10月以降21年12月頃までと推定。

（ハ）　農業薬剤の品質保持に関する法律案（以下品質保持法案と略す），同施行規則案及び同処務内規案……日時不明，調整規則案と同時に検討されたものと推定。

（ニ）　農業薬剤取締法案，つぎの3種類あり，区別のため，A，B，Cとする。

農業薬剤取締法案A……日時不明，昭和21年の年末と推定。

農業薬剤取締法案B及び同施行規則案……昭和22年1月10日農薬検査実施に伴う打合会に提出されたもの。

農業薬剤取締法案C……昭和22年5月16日，昭和22年度第1回農薬審議会に提出されたもの。この審議会に於て，法文中の農業薬剤をすべて農薬と訂正することを決定。従って農業薬剤取締法案を農薬取締法案と改題することも決定した。

（ホ）　農薬取締法案，つぎの4種類あり，区別のため，A，B，C，Dとする。

農薬取締法案A……農業薬剤取締法案C中の農業薬剤をすべて農薬と訂正したもの。

農薬取締法案B……日時不明，農薬取締法案Aより後のものと推定。

農薬取締法案C……昭和22年8月29日第2回農薬審議会常任委員会に提出されたものと推定。

農薬取締法案D……日時不明，国会提出のものと同じ。

（ヘ）　その他，英文資料とその訳文あり，ロバーツ氏のメモと推定される。

以上の資料により，農薬取締法制定の準備をつぎの3段階に分けることができる。

第１段階……農薬の配給統制と農薬取締制度を一つの規則又は法律で規制しようと考えた時期で，前述の統制規則案より品質保持法案に至る時期がこれである。はじめは戦後産業臨時措置令又は臨時需給調整法の施行規則の一として準備したが，困難となり単独法制定をしようとしたのである。

第２段階……農業薬剤取締法案Ａより農薬取締法案Ｄまでの時期で，単独法制定のため，部内の考え方を取りまとめ成案を作成した時期である。

第３段階……ロバーツ氏との折衝より国会提出までの時期で，第２段階の法文が大巾に訂正されている。

6-4　農薬取締法案中の字句の修正の経過

施行された農薬取締法は当初の案と比べると，法文中の字句が大巾に修正されているが，それについて項目毎に変更の経過を記述するとつぎの通りである。（第９表）

⑴　農薬の定義

農薬の定義は統制規則案より農薬取締法案Ｂに至るまで原則的に変っていない。すなわち，『農林作物又ハ農林産物ヲ害スル動植物ノ防除ニ供用スル薬剤』又は『農作物（樹木を含む）又は農産物を害する動植物の防除に供用する薬剤』である。しかし，農薬取締法案ＣおよびＤでは次のように大巾に修正されている。

（イ）　動植物は具体的に病菌類（又は菌），線虫，昆虫，くも類（又はだに），きっ歯類（又はねずみ），その他の動植物となっている。又薬剤も，『殺菌剤，殺虫剤その他の薬剤』となっている。

（ロ）　雑草及び除草剤については，ロバーツ氏のメモと思われる資料中に『有害植物即ち雑草の防除のため作られた薬剤もこの法律の適用を受ける』とあるので，『その他の動植物』に雑草，『その他の薬剤』に除草剤が含まれると解釈される。

（ハ）　農薬取締法案Ｃの欄外に，エチレンフロライド，発芽抑制剤，生理剤のメモがある。これは多分，当時試験研究されていた植物ホルモンについても適用を検討したが，時期尚早で取りやめになったものと推定される。しかし，植物成長調整剤は38年の法律改正で適用されることとなった。

（ニ）　農薬取締法案Ｃの第１条第２項には防疫用薬剤についても農薬とする字句があるが，農薬取締法案Ｄでは削除されている。これはＮＲＳ（天然資源局）とＰＨＷＳ（社会保健福祉局）の協議の結果，薬事法の適用を受けることとなったためであろう。

（ホ）　ロバーツ氏のメモと思われる資料中に『有害動植物防除のために（中略）販売される病菌又は寄生動物（天敵）のような生物もこの法律の目的達成のために農薬として扱われる。』とあり，天敵も農薬とするよう要求している。このことを受けて農薬取締法案Ｃの第１条第３項および農薬取締法案Ｄの第１条第２項に天敵への適用が規定されている。

⑵　統制規則案等における除外品目

統制規則案の告示案では乙種農業薬剤中に除外品目として，亜ひ酸，硫酸銅，昇こう，二硫化炭素，青化ソーダなどが，又調整規則案の第２条の除外品目としてその告示案に前者の外，ホルマリン，クロルピクリン，過酸化水素，硫酸亜鉛などがあげられている。しかし，品質保持法案以降はこ

れらの除外品目についての規定はない。かくして，農薬取締法制定施行後は，これらの品目でも農業用として使用されるものは法律の適用を受けているのである。

⑶　農薬の許可制，認可制，登録制又は届出制

農薬取締法案作成において，農薬の製造に対する規則は，許可制，認可制，届出制と種々変転し，最終的には登録制となっているが，この経過はつぎの通りである。

統制規則案では農林大臣による許可制になっているが，調整規則案，品質保持法案，農業薬剤取締法案（Ａ，Ｂ，Ｃのいずれも），農薬取締法案Ａ及びＢはいずれも農林大臣宛の届出制となっている。しかし，農薬取締法案Ｃは農林大臣による認可制となっており，農薬取締法案Ｄにおいてはじめて登録制となっている。

一方，農薬の販売業者に対しては，調整規則案第４条では地方長官あての届出制，品質保持法案第２条および施行規則案第２条では，地方長官経由農林大臣あての届出制となっている。つぎに農業薬剤取締法案Ａ及びＢも同様に地方長官経由農林大臣あての届出制となっているが，農業薬剤取締法案Ｃ，農薬取締法案Ａ及びＢには規定がない。その後，農薬取締法案Ｃの第３条及びＤの第８条では都道府県知事あての届出制となっている。

製造業者の場合，許可制，届出制，認可制及び登録制のいずれの場合も農薬の見本の提出が義務づけられている。又申請書の内容は，統制規則案及び調整規則案では，他の法律案と同様，住所，氏名又は名称，品名，品質，製造場の所在地，製造方法，製造設備などの記載のほか，特に原料の所要量の記載も要求されている。

製造の届出制には，農薬の品質規格の規則が関連している。

⑷　表示について

農薬の真実の表示の義務は，農薬取締法制度の一つの柱であるので，このことは当初から検討されていた。

統制規則案では保証票の添付とラベル表示の両方を規定しているが，調整規則案ではラベル表示だけとなっている。それ以後も，ラベル表示だけとなっているが，表示事項は次第に増加した。

統制規則案では，保証票に品名，有効成分，補助成分及有害成分の含有量，物理的化学的性状，保証責任者の住所氏名を記載し，ラベルには『農業薬剤』なる文字，品名，適用病害虫名及使用方法，内容量，製造年月を記載するよう規定している。この保証票の記載事項は，調整規則案では，内容量，製造年月と共に保証事項としてラベルに記載するよう規定している。これらの表示事項はその後，品質保持法案，農業薬剤取締法案，農薬取締法案Ａとして引きつがれた。農薬取締法案Ｂはこれらの表示事項の中，『農業薬剤』なる文字を削除のほか，人畜に有毒な農薬に対する表示，『引火，爆発，皮膚侵蝕性』に対する表示の２項目が加わり，さらに農薬取締法案Ｃにはさらに貯蔵上又は使用上の注意事項が加わった。

なお，ロバーツ氏のメモと思われる資料中にこれらの追加事項に関連する字句が見られる。

⑸　農薬の規格について

調整規則案第13条では『農林大臣必要と認める時は，農業薬剤の種類別規格を指定して，この規格

以外の農業薬剤の製造を禁止することが出来る。』と規定されており，品質保持法案第５条では『農業薬剤の製造を業とする者は，農林大臣が農業薬剤の種類別規格を指定したときは，農林大臣の許可を受けなければ，その規格以外の当該農業薬剤を製造することができない。』と規定されている。このことは農業薬剤取締法案（Ａ，Ｂ，Ｃのいずれも）第４条，農薬取締法案Ａ第４条にも引きつがれていたが，農薬取締法案Ｂ以後は削除されている。これはロバーツ氏の反対によるものであろう。

⑹　その他

（イ）　防除業者に関する規定は，農薬取締法案Ｃ第８条がはじめてである。

（ロ）　認定農薬に関する規定は，統制規則案第４条以外にはない。

（ハ）　立入検査，農薬の抜取集取は最初から検討されており，検査のため集取された農薬の代金は当初は無償とされていたが，農薬取締法案Ｃ以後は対価を時価により支払うことになっている。

（ニ）　検査体制については，統制規則案，調整規則案では必ずしも国の機関のみとなっていないが，品質保持法案以後は国の機関のみとなっている。農林省農薬検査所が法文に出たのは農薬取締法案Ｃ以後である。

７　む　す　び

以上のようにして作成された農薬取締法案は第２通常国会に提出され，昭和23年６月14日両院を通過し，７月１日付けで昭和23年法律第82号として公布され，８月１日より施行された。ここに認定農薬制度と農薬取締制度が並行することになったが，ＧＨＱの意向により，農林次官通達（23農政第2906号）で，23年11月１日付で認定農薬制度は廃止され，農薬取締制度一本となった。

昭和13年11月より昭和23年11月までの約10年間，農薬の統制整備から認定農薬の実施，その廃止と企業にとっては迂余曲折の時代であった。

その間企業は食糧確保に不可欠の農薬の生産に努力したが，資材労務その他これを制約する悪条件が続いた。

資材については，原料とくに輸入原料の不足，鉄鋼材のような設備資材などの不足は生産を妨げる重大要因であった。

労務の面では，熟練労務者は極度に不足し，技能者の雇い入れには国民職業指導所長の許可を必要とした。賃金は軍需産業との格差が大きく，農薬工場労務者の賃金引上を申請しても容易に許可されなかった。軽作業は女子労務者に切換えをはかり，或は軽作業は勤労報告隊の来援協力を得たりしてある程度は生産減退を食い止めたが，割り当てられた生産責任量を達成すべくもなかった。かつ相次ぐ応召に事務系職員も極端に不足し，業務運営に大きな支障を生じた。

その他，包装材料の払底，輸送の逼迫などによる制約も痛切であった。

昭和19年閣議により農薬の緊急確保対策が決まり，重要な農薬工場は農商省の指定を受けたが，その中には石炭の不足が深刻で稼働困難の工場もあった。戦後の再出発にあたっても増産のあい路になったのは資材石炭の不足，電力事情の悪化であった。多くの企業がこのような困難，苦労を切り抜けたのである。

戦後，食糧増産のため，政府は施策の一つとして病害虫の防除をとり上げて，農薬の増産を推進した。企業はこの情勢に即応する態勢をとり，昭和20年代後半には，農薬の生産流通は飛躍的な発展をとげた。これは上記のような苦難に満ちた試練に堪えた経験と，不退転の決意によって農薬生産の基礎ができていたからであり，また戦後の原料資材施設の不足を克服して，研究と増産に努力した結果である。

このように考えると，農薬の統制，整備から農薬取締法制定に至る10年間の行政および企業両者の苦難は決して無意味なものではなかった。古い農薬，新しい農薬の共存の下に植物防疫を発展させる準備の期間でもあった。現在の農薬工業の発展の礎石となったこの10年間の苦難は決して忘れてはならない。

要　旨

日本植物防疫協会資料館に保管されている資料の中から昭和12年より23年にかけての農薬に関係する資料を整理し，統制農薬から認定農薬へさらに農薬取締法制定までの過程を調査した。

昭和13年５月農林省農務局農産課発行の『農業薬剤製造所調』に記載されている約120社の農薬企業を，農薬団体に加入した組合員企業とそれ以外の非組合員企業に分類し，前者のその後の変遷をまとめた。

昭和14年４月15日輸入農薬統制組合で設立を決議された技術懇談会は，その後農薬統制組合に引継がれ，昭和15年４月23日に農林省農事試験場で第１回の会合が開催された。その後，昭和17年11月３日まで４回の会合があり，農薬の技術的な諸問題を検討した。

輸入農薬統制組合で検討し始めた農薬の規格統一の問題は昭和16年９月農薬統制組合に設置された農薬整備委員会により，農薬の企業整備と共に審議されたが，その経過を資料により明らかにした。この問題はその後農薬審議会に引継がれ，水銀剤，代用農薬の規格設定が行われたが，それと同時に，適用病害虫名，使用方法，注意事項などの表示の統一も実施された。これらは農薬取締法施行時に役立った。

昭和17年２月17日発会式を行った全国農薬配給協会は，商系の農薬の営業権を全国農業経済会に譲渡した農業薬剤下部配給機構整備問題に関与し，その残務整理を行った。その後昭和22年４月４日に新に農薬販売組合中央会が結成された。

農業薬剤配給統制規則（昭和15年農林省令第86号）は昭和18年９月８日農林省令第66号で一部改正されたほか，昭和19年２月21日農商省令第８号により一部改正されている。

優良農薬の選奨普及を図るため実施された認定農薬制度の発端として，昭和20年11月７日の農薬統制株式会社株主懇談会および昭和21年２月15日の農林省省議決定『農業薬剤緊急確保対策要綱』があげられる。この省議決定により設置された農薬審議会で認定農薬制度と農薬取締法案の検討が行われた。

認定農薬制度はさらに，21年９月に設立された農薬協会において，21年９月より22年３月にかけ

て，『農林省認定農薬』審査制度要綱，『農林省認定農薬』審査制度実施規程，農薬検査実施要綱，農林省認定農業薬剤検査規程，社団法人農薬協会農薬検査処務内規などの要綱，規程が検討され，農林省の承認を得て，22年５月１日より実施された。

認定農薬の審査申請書及び22農局第854号農政局長通達の回答によると，昭和22年当時約100社の新規農薬製造業者又は製造予定業者が存在した。認定申請に対する審査は厳しく，当初認定農薬以外の認定農薬の件数は少なく大部分は否認又は保留となった。これらの農薬の中，農薬取締法施行後，登録申請をし，登録になった農薬もある。

農薬取締法案についても，認定農薬制度の検討と同時に検討された。当初は農業薬剤生産配給統制規則案，農業薬剤需給調整規則案のように，農薬の配給統制関係の法令中で規制しようと考えたが，後に『農業薬剤の品質保持に関する法律案』，農業薬剤取締法案のように，単独法制定の考えになった。昭和22年５月16日の農薬審議会に於て法案中の『農業薬剤』はすべて『農薬』と訂正され，以後農薬取締法案として検討された。ロバーツ氏のメモなどによる種々修正の後，国会に提出され，可決成立した。

農薬取締法施行後，ＧＨＱの意向により認定農薬制度は廃止となった。しかし，昭和13年より23年までの苦難の10年は，古い農薬，新しい農薬の共存の下に植物防疫を発展させる準備の期間であった。

年　　表

	法令及び行政組織等	農薬団体の活動	農　薬　業　者
昭和12	9.10 輸出品等ニ関スル臨時措置ニ関スル法律（昭和12年法律第92号）公布，施行 9.10 臨時資金調整法（昭和12年法律第86号）公布，9月27日施行		4.24 日本化学工業㈱，大日本人造肥料㈱を吸収合併 11. - 三共㈱，和歌山県箕島に石灰硫黄合剤工場を設立，箕島工場と称す 12. 3 日本化学工業㈱，日産化学工業㈱と改称 12. - 伴野農薬製造所，大阪工場設立
昭和13	4. 1 国家総動員法（昭和13年法律第55号公布，5月5日施行 4. 2 農業保険法（昭和13年法律第88号）公布 12. 2 農林省臨時農村対策部設置（勅令第740号） 12. 3 農林省臨時農村対策部に資材課設置	11.15 輸入農薬統制組合創立総会（於農林省山林局第一会議室）	3. 1 三共農薬㈱設立 11. 1 「新農薬」創刊 12.23 満洲農薬㈱設立 - 八洲化学工業㈱設立 - 伴野農薬製造所，弘前工場設立
昭和14	6.15 農薬取締ニ関スル打合（於農林省農事試験場会議室） 10.16 価格等統制令（勅令第703号）	4.27 第1回技術懇談会協議会（於農林省農事試験場），会則決議 8. 5 輸入農薬統制組合第6回総会，農薬統制組合に合併決議，農薬統制組合技術懇談会の継承決議 9. 8 農薬統制組合第1回理事会	4. - 山彦除虫菊㈱，大正除虫菊㈱合併し，大同除虫菊㈱設立 7. - 三共農薬㈱，野洲川工場設立 9. - 合資会社三笠商会甘木工場設立
昭和15	2. 2 農業薬剤最高販売価格（農林省告示第55号） 5.16 農業用硫酸銅配給統制要綱（臨時農村対策部長通牒）	4.23 第1回技術懇談会（於農林省農事試験場） 6. 6 農薬配給統制ニ関スル理事会（農薬統制組合）	

	法令及び行政組織等	農薬団体の活動	農薬業者
昭和15	6.15 農業用青化曹達配給統制要綱（臨時農村対策部長通牒）	6.22 農薬統制組合臨時総会，農薬共販株式会社設立を決議	
		9.16 農薬統制組合第1回定時総会（於丸ノ内中央亭）	7.16 ㈱鹿児島化学研究所，鹿児島化学工業㈱と改称
		9.16 農薬共販株式会社創立総会（於丸ノ内中央亭）	
	10．2 農業薬剤配給統制規則（農林省令第86号），10月11日施行		
	10．2 農林省告示第464号（農業薬剤配給統制規則ニ依ル指定の件）	10.18 第2回技術懇談会（於日本農薬－農薬試験場	10.18 日本農薬㈱，「河内病虫害研究農場」を日本農薬㈱農薬試験場と改名
			10．－ 三共農薬㈱解散，三共㈱農薬部に復帰
	11．－ 農業用ホルマリン配給統制要綱（農林省指令）		－　小西屋白井商店，白井化学工業㈱となる。
昭和16	1.20 農林省官制改正（勅令第61号）農務局，農政局となる		1．8 日本特殊農薬製造㈱設立
	1.20 資材部臨時設置制（勅令第62号）		4．1 Ⅰ．Cハルゲンと三栄商店，ウスブルンの技術導入契約書に調印
	5.22 硫黄配給統制規則（商工省令第50号）	5.17 第3回技術懇談会（於農林省農事試験場鴻巣試験地）	4.30 三井化学工業㈱設立
	9．2 農林省農薬整備委員会の構想を発表	9．2 農薬統制組合理事会，農薬整備委員会の件協議	
		9．8 農薬整備委員会に夏目廉介就任	
	9.16 第1回農薬整備委員会	9.20 農薬統制組合第2回定時総会	
		11.10 第4回技術懇談会（於京都市市京染会館）	
		11.20 農薬共販株式会社第1回定時株主総会	
	11.25 農薬整備委員会（於農薬統制組合会議室）		
	12.11 企業許可令（勅令第1084号）公布，12月13日施行		
	12.16 物質統制令（勅令第1130号）公布		

	法令及び行政組織等	農薬団体の活動	農薬業者
昭和16	12.19 農薬整備委員会（於農薬統制組合会議室）		
	12.23 農業薬剤ノ種目・規格及容量（農林省通牒）	12.26 農薬統制組合臨時総会，製備実行委員会の組織を決議	－ 白井化学工業㈱，小西利七商店を合併し，新興化学工業㈱設立
昭和17		1.12 農薬統制組合整備実行委員会（整備案作成）	
	2.16 農薬整備委員会開催，同日解散，新審議機構（農薬審議委員会）発表	2.17 全国農薬配給協会発会式	
	2.18 農林省告示第484号ノ改正（農林省告示第84号）	7.10 農薬審議委員会	5. 8 朝鮮農薬㈱設立
	3. 1 農薬の規格統一実施		5.14 東亜農薬㈱設立
			6. － 「農薬時報」廃刊
	5.13 企業整備令（勅令第503号）公布，5月15日施行		8. 5 東亜農薬㈱，第一工業製薬㈱伏見工場を買収
			8. 8 日本特殊農薬製造㈱八王子工場運転開始
	9. 8 農業用除虫菊剤及農業用アルカリ剤の最高販売価格指定ノ件（農林省告示第601号）	9.15 農薬統制組合第3回定時総会（於丸ノ内中央亭）尾上哲之助理事長に就任	9.18 日本特殊農薬㈱，日野町豊田に農薬試験場設置
	9.14 農林省告示第464号ノ改正（農林省告示第608号）10月6日施殊	11. 3 第5回技術懇談会	
	11. 1 農林省官制改正（勅令第750号）資材部臨時設置制廃止，総務局に資材課設置	11.20 農薬審議委員会	－ 伴野農薬製造所，小山分工場設立
			－ 矢菱化学研究所，生産油脂工業㈱となる
	12. 9 農業薬剤ノ種目及規格ノ整理ニ関スル件（17総局第3592号）	12.11 技術懇談会幹事会関東部会	－ 並木農芸薬研究所，有限会社埼玉石灰硫黄合剤製造所となる
昭和18	4.20 農林省告示第601号ノ改正（農林省告示第196号）		4. 1 日本鉱業㈱，日産化学工業㈱を合併
		8.26 農薬統制組合臨時総会，農薬共販株式会社に統合決議	
		8.6 農薬統制組合第4回定時総会，決算報告を承認	

	法令及び行政組織等	農薬団体の活動	農薬業者
昭和18	9. 8 農業薬剤配給統制規則ノ改正（農林省令第66号） 9. 8 農林省告示第464号ノ改正（農林省告示第490号） 9. 8 農業薬剤統制機構ノ刷新ニ関スル件（18総局第3173号） 9.20 農林省告示第464号ノ改正（農林省告示第518号） 10.18 統制会社令（勅令第784号）公布施行 11. 1 農商省官制（勅令第821号）	8.26 農薬共販株式会社臨時株主総会（於丸ノ内中央亭）農薬統制組合継承決議 9. 1 農薬共販株式会社，農薬統制株式会社と改称 9.3 農薬増産ニ関スル協議会	
		11.20 農薬統制株式会社臨時株主総会，統制会社令による農薬統制株式会社に改組	
	11.22 農薬統制株式会社設立認可ノ件（農商省指令18農商総第832号）	11.20 農薬統制株式会社第3回定時株主総会	
			11. － 「新農薬」休刊
		12. 3 農薬統制株式会社理事会 12. 4 農薬統制株式会社設立登記	12. 1 日本火薬製造㈱，帝国染料㈱及び山川製薬㈱を吸収合併
		12. 9 農薬ニ関スル研究会（丸ノ内中央亭）	12. － 庵原郡清水市柑橘同業組合の農薬工場静岡県農業会庵原工場となる － ㈱日南貿易商会，日南貿易㈱と改称
昭和19	1.24 農業用クロルピクリン配給統制要綱（19総局第236号） 2.21 農業薬剤配給統制規則ノ改正（農商省令第8号）		3. － 三井物産㈱三井農薬研究所発足
		3.15 農薬ニ関スル研究会（於農商省第3会議室）	
	3.20 農林省告示第464号ノ改正（農商省告示第343号）		

	法令及び行政組織等	農薬団体の活動	農薬業者
昭和19	3.31 統制会社令第23第1項ノ規定ニ依ル認可ノ件（農商省指令19農商総第3264号） 4. 7 農業用ホルマリン配給統制要綱（19総局第1539号） 5. 4 農薬増産緊急対策ニ関スル件（19総局第1886号） 5. 9 農業薬剤配給統制要領ノ改正（19総局第2040号） 5.30 農業薬剤等緊急確保対策（閣議決定） 6. 5 農薬生産確保協議会（於丸ノ内会館） 6. 8 農業薬剤ニ関スル懇談会（於駐日満洲国大使館） 6.28 農業薬剤等緊急確保対策ニ関スル件（19総局第2997号） 7.29 農商省告示第892号 9.27 企業許可施行規則改正（閣議第33号） 11. 1 農商省農業薬剤配給機構ニ付指示 11.18 農業薬剤下部配給機構整備ニ関スル件（19総局第11897号） 12.21 稲ノホルモン活用ニ関スル建議ノ件（技動第1103号内閣総理大臣より農商大臣へ）	4.15 農業薬剤製産数量確保ニ関スル陳情書（農統第1062号）提出 8.10 東都農業薬剤生産増強打合会（於横浜農業公館） 9. 7 西部農業薬剤生産増強打合会（於大阪市） 11.2-4 全国農薬配給協会幹事会 11.13 農薬統制株式会社第1回定時株主総会（於大東亜会館）	

	法令及び行政組織等	農薬団体の活動	農薬業者
昭和20			4. 1 日本油脂㈱，日本鉱業㈱より化学部門の営業権を譲受け，日産化学工業㈱と改称
			4. 1 中江製薬所，甘糟化学産業㈱となる
	8.26 農商省，農林省，商工省に分離		10. - 庵原郡農村工業協会設立
		11.26 農薬統制株式会社第2回定時株主総会	
			12.29 日本火薬製造㈱，日本化薬㈱と改称
昭和21	2.15 農業薬剤緊急確保対策要綱（農林省省議決定）		
	3. 3 物価統制令（勅令第118号）		
	3.11 農薬審議会幹事会（於農薬統制株式会社）		
	3.20第1回農薬審議会（於農林省農事試験場）	3.19 農薬統制株式会社株主懇談会	
	5. 9 第2回農薬審議会幹事会	3. - 農業薬剤増産推進本部設置	4. - 庵原郡農村工業協会，保証責任庵原郡農村工業購買利用組合に改組
		6.28 農薬協会設立準備打合会	
		9. 3 農薬協会発起人会	
		9.20 準備委員会（農薬検査方針）	
		9.25 農薬協会設立許可	
		9.26 研究所設置準備会（第1回）	
	10. 1 臨時物資需給調整法（昭和21年法律第32号）公布	10. 1 農薬統制株式会社改組	
		10. 5 農薬検査準備委員会	
		10. 9 研究所設置準備会	
		10.31 発起人理事会（於農薬統制株式会社）	
		12. 4 農薬検査打合会（於農薬協会）	
		12.26農薬検査打合会（於農薬協会仮事務所）	12. - 三共㈱，箕島工場を帝国除虫菊㈱に売却
			- 三井農薬研究所，東京農薬㈱に改組

	法令及び行政組織等	農薬団体の活動	農薬業者
昭和22		1.10 農薬検査実施に伴う打合会（於農薬統制株式会社）	
	3.28 農薬審議会幹事会（於農薬統制株式会社）	2.17 農薬協会第2回理事会 2.18 第1回農薬検査委員会 2.27 農薬協会第1回通常総会（於農林省農事試験場会議室）	
	4.25 農林省官制の一部改正（勅令第148号）	4. 4 農薬販売組合中央会結成 4.22 嘱託農薬検査員事務打合会（関東の部）（於農林省農事試験場）	
	5. 1 試験用農薬及噴霧機斡旋申請の件（22農局第841号） 5. 9 「農林省認定農薬」の検査実施に関する件（22農政第892号） 5.16 昭和22年度第1回農薬審議会（於上野精養軒） 6. 6 農林省告示第84号（農薬検査所の名称及び位置） 6.20 第1回農薬審議会常任委員会（於農薬統制株式会社） 6.30 農薬審議会臨時常任委員会（於農薬統制株式会社）	5. 1 農薬協会公示第1号－第4号 5. 2 嘱託農薬検査員事務打合会（関西の部）（於京大化研）	
	8. 8 農薬の配給統制に関する懇談会（於農薬統制株式会社会議室） 8.15 農林省告示第464号の改正（農林省告示第122号） 9.16 農業資材配給規則（農林省令第74号）	8.21 農薬検査実施に関する件（農協発第128号）	
	10. 4 農林省農薬検査所開所式	10.22 農薬統制株式会社解散 10.26 農薬協会臨時総会 11.27 農薬協会第2回通常総会（於野村銀行ビル） 12. 1 農薬振興会業務開始	－ 帝国除虫菊㈱，キング除虫菊工業㈱と改称

	法令及び行政組織等	農薬団体の活動	農薬業者
昭和22		12.29 公示第3号改正に関する件	－ 山本害虫駆除研究所，山本製薬㈱と改称
		12.29 公示第4号改正に関する件	－ 大阪化学産業㈱，大阪農薬㈱と改称
昭和23		2.17 公示第5号「農林省認定農薬分析法」	
	3.9-10 農薬の配給及び病害虫の防除に関する協議会	3. 5 農薬振興会閉鎖	
		3.5-6 ＤＤＴに関する委託試験研究発表会（於農林省農事試験場）	
		3.11 検査検定法委員会（於農林省農事試験場）	
		4.30 農薬協会農薬検査員打合会（於農林省農事試験場）	4. － 大阪植木㈱，大阪化成㈱と改称
	5.24 農薬依頼検査規定（農林省告示第100号）		5. － 伴野農薬製造所，㈱伴野農薬製造所に改組
	6.14 農薬取締法案第2国会通過		
	7. 1 農薬取締法（昭和23年法律第82号）公布		
	7. 5 輸出入植物検疫法（昭和23年法律第86号）公布		
	7.15 農業改良局設置法（昭和23年法律第163号）公布		
	7.15 農業改良助長法（昭和23年法律第164号）公布		
	7.17 農薬取締法施行規則（総理庁，農林省令第5号）公布		
	7.26 農薬審議会運用に関する懇談会（於農林省農事試験場）		
	8. 1 農薬取締法施行		
	8.27 第1回農薬審議会		
	9.11 「農林省認定農薬」制度廃止の件（23農政第2906号農林次官通達）	9.20 「農林省認定農薬」制度廃止に関する件（農薬協発第223号）	
	12.27 農薬取締法徹底に関する件（23農局第4718号）		
			－ 山本製薬㈱，山本農薬㈱と改称

参考文献

農林省官房総務課編：農林行政史，農林協会，第２巻（1959）；第11巻(1973)
農林省振興局植物防疫課編：農薬のあゆみ，(1960)
農林省総務局弘報課編：農林年鑑，日本農村調査会，(1948)
農林省農務局農産課：農業薬剤製造所調（1938）
農林省農薬検査所：農薬検査所報告，１，(1950)；2，(1951)
農林省農薬検査所編：登録農薬便覧，農薬協会（1952）
農薬協会：農薬，第２号，(1947)；第３号，(1947)；第２巻第１号，(1948)；第２巻第２号，(1948)
農薬要覧編集委員会編：農薬要覧，日植防（1963)；(1983)
農薬審議会：農薬審議会会報　第１号（1947)；第２号（1947）
農薬統制組合：農薬統制組合規約および農薬統制組合員名簿（1940）
農薬統制組合：農業薬剤企業整備経過概要（1942）
農薬統制組合：農業薬剤最高販売価格（1940）
農薬統制組合，農薬共販株式会社：農業薬剤種目規格並使用方法説明（1943）
農薬共販株式会社：第１回営業報告書付株主名簿（昭和16年９月30日現在）
輸入農薬統制組合：輸入農薬統制組合規約（1938）
日本硫黄統制組合：硫黄配給統制ノ解説（1941）
日本除虫菊製品業組合員名簿（昭和14年６月現在）
日本銅統制組合：硫酸銅の統制について（1940）
日本二硫化炭素工業組合員名簿（昭和14年３月現在）
ホルマリン工業会会員名簿（昭和14年６月現在）
岡崎慶郎，矢後正俊：最新農用薬剤，修教社書院，(1937)
織田富士夫：実験病害虫の薬剤防除，増補３版，西ヶ原刊行会，(1937)
尾上哲之助編：輸入農薬統制組合規格品分析法，輸入農薬統制組合（1939）
尾上哲之助：農薬分析法，朝倉書店（1942）
上遠　章：農薬の発達（農業発達史調査会資料第93号)(1957)
植物防疫編集委員会編：植物防疫年鑑，日植防，(1955)；(1956)
日本園芸雑誌，51年第４号，55－48(1939)
村川重郎：農薬の化学と応用，朝倉書店（1941）
渡辺幸吉：農業薬剤提要，養賢堂，98－128(1933)
「特農」編集委員会編：特農１，95－344(1966)
庵原農薬株式会社：庵原農薬史，38－50(1961)
北興化学工業株式会社：ホクコー30年史，11－13(1981)
サンケイ化学株式会社：サンケイ化学株式会社創立五十周年記念誌（1968）
三共（六十年史刊行委員会）編：三共六十年史，97－118，176－182(1960)
住友化学工業株式会社：住友化学工業株式会社史，201－202(1981)
東亜農薬株式会社：社史，19－99(1967)
日産化学工業株式会社：八十年史，96－99，399－418(1969)
日本化薬株式会社：日本化薬のあゆみ－この10年を中心として－，166－168，173(1976)
日本農薬株式会社：社史日本農薬株式会社，245－349(1960)
農薬工業会（「15年の歩み」編集委員会）編：15年の歩み，3－25(1968)
山本農薬株式会社：創立四十周年記念史，Ｐ27(1966)

第1表　農薬係の所属

省	部・局	課・係	期間
農林省	臨時農村対策部	資材課農薬係	昭和13.12. 3　16. 1.21
農林省	資材部	同上	昭和16. 1.21　17.11. 1
農林省	総務局	同上	昭和17.11. 1　18.11. 1
農商省	総務局	同上	昭和18.11. 1　20. 3.10
農商省	資材局	同上	昭和20. 3.10　20. 8.26
農林省	資材局	同上	昭和20. 3.10　20. 8.26
農林省	農政局	同上	昭和20.10.26　26. 1.31

注　26年2月1日以後農薬係は，農産課の病害虫関係の各係と共に植物防疫課に属し，現在に至っている。

第2表　農薬団体の変遷

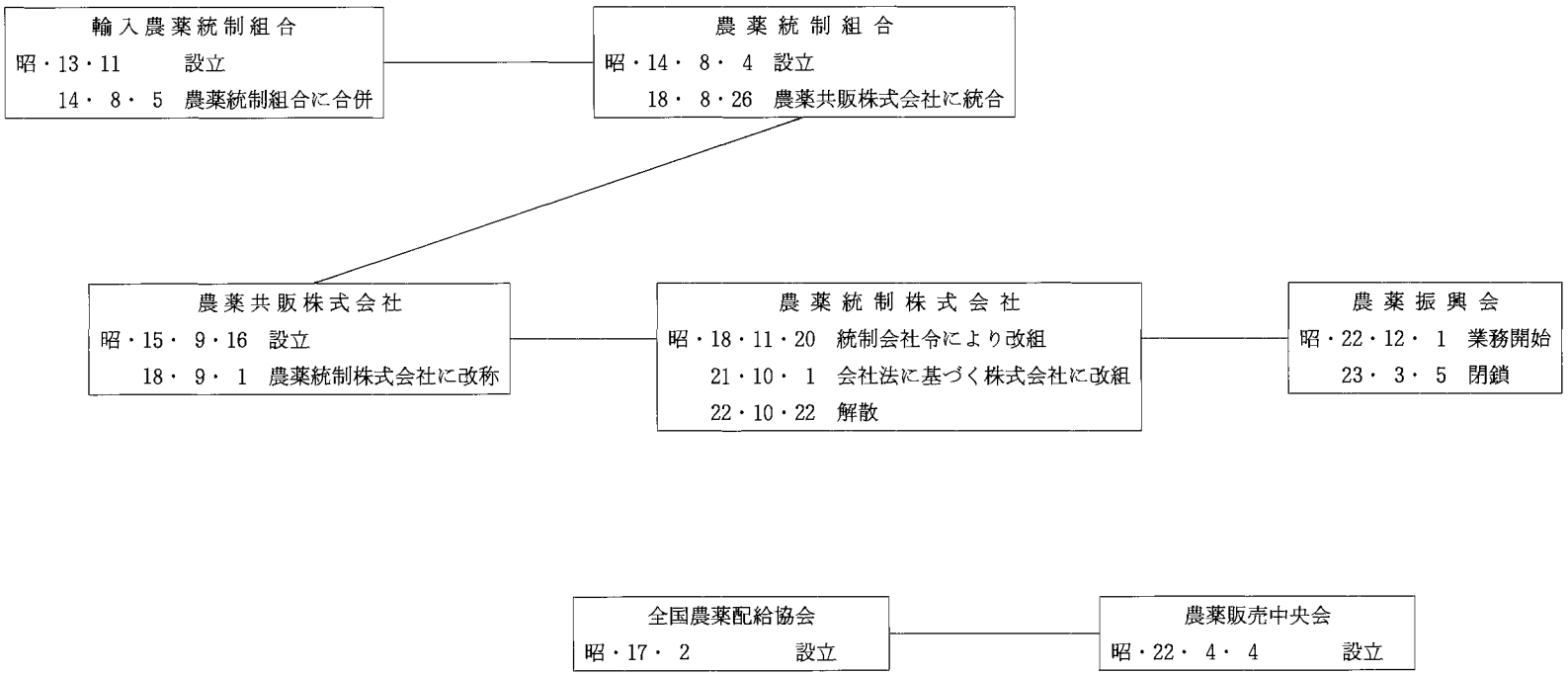
輸入農薬統制組合
昭・13・11　設立
14・8・5　農薬統制組合に合併
農薬統制組合
昭・14・8・4　設立
18・8・26　農薬共販株式会社に統合
農薬共販株式会社
昭・15・9・16　設立
18・9・1　農薬統制株式会社に改称
農薬統制株式会社
昭・18・11・20　統制会社令により改組
21・10・1　会社法に基づく株式会社に改組
22・10・22　解散
農薬振興会
昭・22・12・1　業務開始
23・3・5　閉鎖
全国農薬配給協会
昭・17・2　設立
農薬販売中央会
昭・22・4・4　設立

第３表　戦前の農薬企業（組合員）「農業薬剤製造所調」より（昭和13年５月調査）

企業名	住所
秋庭有穂	弘前市富田町
石川商会	山形県楯岡町
石黒製薬所	愛知県田原町
今津化学研究所	大阪市西淀川区大仁本町
海野幸政	長野県更級郡篠ノ井町
株式会社小原商店	東京市日本橋区小舟町
鹿児島化学研究所	鹿児島市高麗町
木村製薬所アース部	兵庫県赤穂郡坂越
株式会社京都農薬研究所	京都市下京区吉祥院西浦町
合名会社小西利七商店	大阪市東区瓦町
小林農薬工業所	岡崎市桂町
坂田商会	横浜市神奈川区西平沼町
三共株式会社	東京市日本橋区室町
昭和農薬株式会社	福岡市馬出御所内本町
関二硫化炭素製造所	弘前市停車場通り
第一工業製薬株式会社	京都市七条千本南
大正除虫菊株式会社	和歌山県有田郡箕島町
山彦除虫菊株式会社	和歌山県有田郡山田原
大日本除虫菊株式会社	大阪市西区土佐堀
高木商店	弘前市外取上田町
高橋桜桃園	山形県宮内町
タキイ種苗株式会社	京都市梅小路通
帝国除虫菊株式会社	和歌山県有田郡箕島町
トバネ園	静岡県榛原郡川崎町
中江久三郎	東京市中野区川添町
並木源七	埼玉県北葛飾郡栗橋町
日南貿易商会	小倉市大門町
大日本人造肥料株式会社	東京市麹町区永楽町
日本化学工業株式会社	東京市芝区田村町
日本鉱業株式会社	東京市芝区田村町
伴野農薬製造所	静岡市春日町
伴野農薬弘前工場	弘前市駅前
内外除虫菊株式会社	和歌山県箕島町
日本曹達株式会社	東京市麹町区大手町
日本農薬株式会社	東京市麹町区丸ノ内
日本ワイエス石鹸株式会社	東京市蒲田区六郷町
マルチ薬局（松井宇一）	青森県南津軽郡黒石町
マルキタ合剤製造所	清水市入江大曲
三井鉱山株式会社三池染料工業所	福岡県大牟田市浅牟田町
同社　三池精錬所彦島工業所	下関市彦島西山町
星商店	山形県宮内町
望月兄弟商会	清水市清水駅前
矢菱化学研究所	神戸市林田区明和通
ヤマト種苗農具株式会社	東京市豊島区目白町
山本害虫駆除研究所	大阪府泉北郡和泉町
横浜植木株式会社	横浜市中区唐沢
ワシオ農園営業所	岡山県小田町

第４表　戦前の農薬企業（非組合員）「農薬薬剤製造所調」より（昭和13年５月調査）

企業名	住所
浅妻末吉	新潟県西蒲原郡黒崎村
朝日製薬合名会社	大阪市北区浪花町
荒川商店	大阪市東区平野町
芦刈宝五郎	大分県大野郡野津市村
池田喜伴商店	愛媛県八幡浜市戎町
磯城製剤起上り合名会社	奈良県磯城郡多村
石井薬局	広島市猫屋町
浦野徳太郎商店	大阪市東区伏見町
株式会社江戸川工業所東京工場	東京市葛飾区新宿町
大本幾治	愛媛県八幡浜市五反田
大高坂黒蟻駆除研究所	高知市大川筋
オカ化学工業研究所	浜松市東伊場町
小木曽文六	山形県南村山郡金井村
尾崎光仁堂	東京市日本橋区江戸橋
加藤化学研究所	高知市北奉公人町
加藤翠松堂出張所	大阪市北区信保町
唐牛覚太郎	青森県南津軽郡藤崎町
紀陽除虫菊商会	和歌山県海草郡浜中
金英除虫菊株式会社	和歌山県湯浅町
窪谷守人	広島市宇品町
オーケー薬品研究所	山形県米沢市外小松町
広栄株式会社	大阪市東区伏見町
広陽化学工業株式会社	広島県佐伯郡大野村
小島薬舗	静岡県袋井駅通
児玉兄弟商会	和歌山県海草郡大崎村
五番館	札幌市札幌駅前
五味薬局	甲府市八日町
斉藤良雄商店（丸屋農薬研究所）	東京市豊島区西巣鴨
佐々木薬化学研究所	福岡市外奈良
晒粉販売株式会社大阪支店	大阪市東区今橋
柴営業所	高松市松島町
甚目慶太郎	愛知県海部郡甚目寺町
鈴木商会本店	川崎市並木町
鈴木肥料店	山形県鶴岡市駅前
住友化学工業株式会社	大阪市東区北浜
住友電線製造所	
大平工業所	大阪市西成区長橋通
田中清蔵商店	大阪市東区伏見町
昼夜堂滝井薬局	浜松市塩町
帝国硫黄工業株式会社	広島市南観音町
東洋除虫菊貿易会社	和歌山県箕島町
東洋製薬貿易株式会社	大阪市東区道修町
トマール工業所	東京市板橋区志村清水町
徳山曹達株式会社	山口県徳山市

戸田化学研究所	広島市鷹匠町
内海化学工業株式会社	山口県厚狭町
那須硫黄鉱山株式会社	東京市本郷区駒込西片町
奈良化学工場	弘前市茂森新田
中村忠左衛門	青森県南津軽郡黒石町
南海化学工業株式会社	和歌山市杉ノ馬
同社　名古屋支店	名古屋市西区大船町
日本駆虫品製造株式会社	愛知県豊川町
橋本製薬所	大阪市旭区放出町
平山製薬所	大阪市東淀川区野中南通
日高除虫菊株式会社	和歌山県日高郡印南町
福田貞助	青森県南津軽郡藤崎町
藤田銅山精錬所	秋田県小坂町
古河電気工業株式会社	東京市日本橋区室町
古河合名会社	東京市麹町区丸ノ内
北辰薬草栽培株式会社	北海道虻田郡倶知安町
北海道除虫菊製品工業組合	北海道和寒西町
北海道製酪販売組合連合会	
町田新三郎	青森県板柳町
松井七兵衛	青森県南津軽郡黒石町
丸三化工株式会社	大阪市西淀川区大和田町
宮崎康済堂	甲府市相生町
三菱鉱業株式会社大阪製錬所	大阪市北区新川崎町
安居製薬所	大阪市旭区今福町
山梨農芸株式会社	甲府市相生町
吉見甚三郎	大阪市東淀川区三国本町
米田電鉱薬品株式会社	大阪市東淀川区本庄西通
渡里常松	尾道市外向島兼吉
日本硫黄株式会社	東京市芝区田村町

第5表　組合員企業等の変遷

	A	B	C	計
1	23 社	8 社	4 社	35 社
2	16 社	3 社	14 社	33 社
3	11 社	4 社	9 社	24 社
計	50 社	15 社	27 社	92 社

A：『農業薬剤製造所調』記載の組合員企業又は輸入農薬統制組合に加入した企業。
B：昭和14年9月現在で農薬統制組合に加入している企業（Aを除く）。
C：昭和15年以後農薬統制組合に加入した企業（Aを除く）。
1：現在登録農薬を製造している企業。
2：企業整備などで農薬の製造を中止し，戦後登録農薬を製造したことがない企業。
3：戦後登録農薬を製造したが，現在はない企業。

第６表　昭和17年農薬統制組合農薬整備委員会が検討し，農林省に提出した農薬の種類

種類	種目	名称	銘柄
銅剤	銅製剤	銅製剤１号	王銅
		銅製剤２号	クボイト
		銅製剤３号	
		有機銅製剤	
		低含銅製剤	
水銀剤	農業用水銀製剤	水銀製剤１号	ウスプルン
		水銀製剤２号	メルクロン
	農業用塗沫水銀製剤	塗沫用水銀製剤１号	
ひ素剤	ひ酸鉛	ひ酸鉛	略
	ひ酸石灰	ひ酸石灰	ニナホート
	ひ酸鉄	ひ酸鉄	
	ひ酸アルミニウム	ひ酸アルミニウム	
		ひ酸マンガン	
	含砒弗化物ひ酸石灰	弗加ひ酸石灰	
		弗加亜ひ酸石灰	
デリス剤	デリス根*		略
	デリス粉	デリス粉	略
	デリス製剤	デリス乳剤	略
アルカリ剤	液体ソーダ合剤	液体ソーダ合剤	ソーダ合剤25
	粉末ソーダ合剤	粉末ソーダ合剤	ソーダ合剤50等
	液体松脂合剤*		略
	粉末松脂合剤*		略
	松脂鯨油合剤*		略
除虫菊剤	除虫菊粉	除虫菊粉	略
	除虫虚乳剤	除虫菊乳剤1.5	略
		除虫菊乳剤３	略
	除虫菊エキス	除虫菊エキス	略
		除虫菊デリス乳剤	略
		除虫菊エステル乳剤	略
ニコチン剤	硫酸ニコチン	硫酸ニコチン	
	煙草粉**		
塩素剤	クロルピクリン	クロルピクリン	略
礦油乳剤	機械油乳剤	機械油乳剤	略
	灯油乳剤*		石油乳剤
	軽油乳剤*		略
硫黄剤	石灰硫黄合剤	石灰硫黄合剤	略
	硫黄石灰粉	硫黄石灰粉	略
	水和硫黄剤	水和硫黄剤	略
展着剤及び乳化剤	大豆展着剤	大豆展着剤	
	大豆油滓展着剤	大豆油滓展着剤	
	油脂展着剤	椰子油展着剤	
		油脂展着剤	
	固形農用石鹸	固形農用石鹸	
	粉末農用石鹸	粉末農用石鹸	
	松脂展着剤*		
		ベンナイト展着剤	
		エステル展着剤	
		カゼイン展着剤	
	礦油乳化剤	礦油乳化剤	

注）　*：製造中止となったもの。
　　**：後日審議（専売局に談合の上）

第７表　認定農薬申請業者（組合員を除く）

企業名	住所
伊予化学工業株式会社	松山市桂町
入交産業株式会社	高知市廿代町
岩崎化成興業株式会社	栃木県河内郡国本村
合資会社鵜池商店佐世保工場	佐世保市原分田免
永興産業株式会社	京都府久世郡宇治町
大内新興化学工業株式会社	東京都中央区日本橋堀留町
大阪化学産業株式会社	大阪市西成区西入船町
大阪合同株式会社東京工場	東京都江戸川区東小松川
大阪曹達株式会社	大阪市東区瓦町
海別硫黄鉱業所	網走市新町
鐘淵紡績株式会社	大阪市都島区友淵
関西ペイント株式会社	兵庫県尼崎市神埼
関東化学工業株式会社	横浜市港北区新吉田町
関東松精油株式会社	栃木県河内郡国本村
菊日本工業株式会社	岡山市新屋敷町
北岡化学工業所	尾道市吉和町新浜
木村化学工業所	青森市造道
近代化学工業所	大阪市東淀川区北大浜町
栗原一夫	平塚市須賀
久野島産業株式会社久野島工場	広島県豊島郡忠海町
同社　三原工場	広島県三原市円一町
稀有金属化学研究所	大阪府堺市北清水町
光和薬品株式会社	愛知県渥美郡田原町
斉木亀治郎	兵庫県明石郡大久保町
斉藤除虫菊工業所	青森県南津軽郡黒石町
佐藤農薬株式会社	長野県松本市大字筑摩
三光化学株式会社	広島県打越町
三光化学工業株式会社	東京都中央区京橋
四国農薬株式会社	香川県善通寺町
四国農薬製造工場	愛媛県西条市中野
四国興発株式会社	香川県三豊郡観音寺町
資生堂化学工業株式会社	東京都中央区銀座西
篠原化学工業株式会社	東京都千代田区神田鍛治町
三興化学株式会社	東京都板橋区志村
昭和石油株式会社	東京都新宿区角筈
昭和薬品工業株式会社	東京都中央区京橋
昭和活性工業株式会社	福島県若松市川原町
新興化学工業株式会社	大阪市都島区新喜多町
㈱杉山産業化学研究所	
鈴木宇作	東京都渋谷区幡ヶ谷笹塚町

大日本セルロイド株式会社	堺市道西町
大成農薬株式会社	東京都千代田区富士見町
大平化学工業株式会社	高知市一宮
大有化学工業株式会社	東京都中央区日本橋兜町
立石春洋堂	布施市下小坂
電気化学工業株式会社	東京都中央区新富町
帝国化工株式会社岡山工場	岡山県邑人郡幸島村
東亜化学工業株式会社	芦屋市川西町
東海農薬工業株式会社	岐阜市長良海用畑
東京農薬株式会社	東京都中央区日本橋室町
東京化学研究廠	東京都千代田区神田鍛治町
東京理化学工業株式会社	東京都太田区堤方町
東北亜鉛鉱業株式会社	秋田県北秋田郡釈迦内村
東洋薬化工業株式会社	東京都中央区日本橋小舟町
徳島農薬化成株式会社	徳島市中央通
特殊油剤株式会社経堂工場	東京都世田谷区経堂町
戸田農薬製造株式会社	広島市舟入川口
長井産業株式会社	横須賀市長井
日本化学工業株式会社亀戸工場	東京都江東区亀戸町
日本化学産業株式会社	尾道市吉加町
日本研剤工業有限会社	千葉県市川市
日本揮発油株式会社	東京都中央区日本橋呉服橋
日本電解工業株式会社	長野県埴科郡松代町
日本電気冶金株式会社	石川県金沢市鳴和町
日本農化工業株式会社	平塚市平塚
日本農産工業株式会社	横浜市神奈川区新浦島町
日本マグネシウム株式会社坂出工場	坂出市林田町
日本薬品化成株式会社	大阪市北区宗是町
日本石油株式会社	東京都千代田区丸の内
日本澱粉産業株式会社	大阪市東淀川区三国本町
日本有機株式会社酒田工場	山形県酒田市新町
同社　　和歌山工場	和歌山市湊薬種
日産液体燃料株式会社	福岡県若松市
日新化学工業株式会社	大阪市東区北浜
日新商事株式会社	長野県北安曇郡大町
日進農薬化学研究所	京都市上京区大宮通一条上ル
日平産業株式会社	東京都中央区京橋
野村鉱業株式会社	東京都千代田区大手町
平塚農芸化学工業株式会社	平塚市平塚新宿
双葉化成工業所	島根県大原郡斐伊村
北海道菊化工業株式会社	札幌市北一条西２丁目
北海除虫菊工業株式会社	旭川市大字永山村

北海道石灰開発有限会社	北海道上磯郡上磯町
丸松商事有限会社	大阪市東区伏見町
丸六油脂化学工業所	埼玉県川越市
三菱化成工業株式会社	東京都中央区銀座西
三菱鉱業株式会社鉱業研究所	埼玉県大宮市北袋
ミヨシ化学興業株式会社	東京都台東区浅草柳橋
御代田理化学研究所	福島県岩瀬郡須賀川町
瑞穂産業株式会社田無工場	東京都北多摩郡田無町
松島善男	高松市屋島西町
八雲化学工業株式会社	大阪府北河内郡庭窪村
山田化学工業所	東京都板橋区豊玉北
山田石鹸工業株式会社	東京都豊島区高田南町
佑光株式会社	尼崎市東長洲稲川新田
豊産業株式会社	東京都北多摩郡三鷹町
米山油脂工業株式会社	川崎市古川
味の素株式会社	東京都中央区京橋宝町
大阪農薬株式会社	大阪市西成区西入舟町
興農化学研究所	神戸市葺谷区
国産化学工業株式会社	岡山県小田郡笠岡村
片田一郎	徳島県那賀郡大野村
興亜コロイド硫黄株式会社	
古河鉱業株式会社	
山一化学工業株式会社	
横浜護謨株式会社	
全国農業会佐賀農薬工場	佐賀市神野町
全国農業会農業科学研究所	横浜市戸塚区小菅ヶ谷町
北海道農業会	札幌市北四条西１丁目
青森県農業会	
岩手県農業会盛岡工場	盛岡市仙北町
秋田県農業会雄平農村工場	秋田県平鹿郡増田町
山梨県農業会塩山農薬工業所	山梨県東山梨郡塩山町
岡山県農業会	岡山県茂口郡六条院町
広島県農業会	広島市霞町
山口県農業会長府工場	山口県下関市
愛媛県農業会	愛媛県松山市宮田町
鳥取県農業会	
島根県農業会	
生口農村工業販売購買利用組合連合会	広島県豊田郡瀬戸田町

第８表　戦時中立案された農業薬剤の取締に関する要綱案対比表

項　　目	農業用薬剤取締ニ関スル要綱案 （16年度及17年度予算要求）	農業薬剤取締ニ関スル要綱案 （16･10･6）	農業薬剤取締ニ関スル要綱案 （18年度予算要求）
目　　的	1．目的 病害虫ノ駆除予防上ノ効果ヲ的確ナラシムルト共ニ植物ニ対スル危害ヲ防止シ以テ植物防疫ノ万全ヲ期セントス	1．目的 農業薬剤ノ効果ヲ的確ナラシメ且ツ農林作物又ハ農林産物ニ対スル薬害ノ防止ヲ期セントス	第１　農業薬剤取締ノ目的 農業薬剤ノ効果ヲ的確ナラシメ且ツ農林作物又ハ農林産物ニ対スル薬害ヲ防止
定　　義		2．農業薬剤ノ定義 農林作物又ハ農林産物ノ有害ナル動植物ノ防除ニ供用スル薬剤ヲ謂ウ	第２　農業薬剤ノ定義 農林作物又ハ農林産物ノ有害ナル動植物ノ防除ニ供用スル薬剤ヲ謂ウ
取締事項	2．取締事項 (1) 病害虫ニ対スル有効成分及其ノ効力増進ヲ目的トスル補助成分ノ含有量 (2) 植物ニ対スル有害成分ノ含有量 (3) 溶解度，懸垂度，乳化度等 (4) 虚偽又ハ誇大ナル広告等	3．取締事項 (1) 有効成分ノ含有量 (2) 有効成分ノ効力増進ヲ目的トスル補助成分ノ含有量 (3) 農林作物又ハ農林産物ニ対スル有害成分ノ含有量 (4) 物理的並ニ物理化学的性状 (5) 使用方法効果等ニ付キ虚偽又ハ誇大ナル表示	第３　取締事項 総テノ農業薬剤ニ付キ左記事項ノ取締ヲナスコト 1．有効成分ノ含有量 2．有効成分ノ効力増進ヲ目的トスル補助成分ノ含有量 3．農林作物又ハ農林産物ニ対スル有害成分ノ含有量 4．物理的並ニ物理化学的性状 5．使用方法効力効果等ニ付キ虚偽又ハ誇大ナル表示ノ有無
被取締者	3．被取締者 製造業者，輸入及移入業者，販売業者配合又ハ零売ヲ為ス者ハ製造業者ト見做ス	4．被取締者 (1) 製造業者 (2) 輸移入業者 (3) 販売業者 (4) 配合又ハ零売ヲ為ス者ハ製造業者ト見做ス (5) 前各号ニ該当シナイ者デアッテモ他ニ譲渡或ハ配付ノ目的ヲ以テ製造，配合又ハ輸移入ヲナシ若ハ零売，販売ニ類スル行為ヲナス者ニ付テモ取締ヲ行フコト	第４　被取締者 1．農業薬剤ノ製造業者 2．同　輸移入業者 3．同　販売業者 4．同　配合又ハ零売ヲ為ス者 5．前記各号ニ該当セザル者トイエドモ他ニ譲渡或ハ配布ノ目的ヲ以テ製造，配合又ハ輸移入ヲナシ若ハ零売，販売ニ類スル行為ヲ為ス者

取締ノ目標	—	—	第5　取締ノ目標 甲　製造能力ニ関スル取締（営業許可理由） 1．資本状態 2．技術ノ良否 3．設備ノ良否 乙　製造ニ関スル取締（種類許可理由） 1．製造目的ノ妥当性 2．製造ノ工程ノ可否 丙　製品ニ関スル取締（サムプリング理由） 1．表示成分及容量ノ正不正 2．規格アルモノニ付テハ其ノ適否
取締方法	4．取締方法 (1) 製造，輸入及移入ヲ為サントスル者ハ地方長官ノ免許ヲ得サシメ，販売ヲ為サントスル者ハ地方長官ニ届出ヲ為サシムルコト	5．取締方法 (1) 製造，輸入又ハ移入ヲ業ト為サントスル者ハ主務大臣ノ免許ヲ得サシムルコト (2) 販売ヲ業ト為サントスル者ハ地方長官又ハ主務大臣ノ指示スル機関ヲ経由シテ届出ヲ為サシムルコト	第6　取締方法 甲　人ニ対スル取締 1．農業薬剤ノ製造，輸入又ハ移入ヲ業ト為サントスル者ハ主務大臣ノ許可ヲ要スルコト 農業薬剤ノ製造又ハ移入ヲ業ト為ス者ニ在ラザルモ他ニ譲渡或ハ配布ノ目的ヲ以テ農業薬剤ノ製造，輸入又ハ移入ヲ為サントスル者モ農林大臣の許可ヲ要スルコトトスルコト 2．農業薬剤ノ販売ヲ業ト為サントスル者ハ地方長官ニ届出ヲ要スルコトトスルコト 農業薬剤ノ販売ヲ業ト為ス者ニ在ラザルモ他ニ譲渡或ハ配布ノ目的ヲ以テ農業薬剤ノ販売ニ類スル行為ヲ為サントスル者モ地方長官ニ届出ヲ要スルコトトスルコト
	—	(3) 製造業者又ハ輸移入業者ガ製造又ハ輸移入セントスル農業薬剤ノ種類ハ主務大臣ノ免許ヲ得サシムルコト	乙　農業薬剤ニ付スル取締 1．製造又ハ輸移入ヲ為サントスル農業薬剤ノ種類ハ主務大臣ノ認可ヲ要スルコトトスルコト

項　　目	農業用薬剤取締ニ関スル要綱案 （16年度及17年度予算要求）	農業薬剤取締ニ関スル要綱案 （16･10･6）	農業薬剤取締ニ関スル要綱案 （18年度予算要求）
取締方法	(2) 薬剤ハ総テ主要成分ノ保証票ヲ添付セシムルコト 保証票ニハ左ノ事項ヲ記載セシムルコト （イ）薬剤ノ名称 （ロ）保証票ヲ添付スル者ノ氏名，主タル営業所ノ位置 （ハ）主要成分ノ含有量 （ニ）年月	(4) 農業薬剤ニハ総テ保証票ヲ添付セシムルコト 保証票ニハ左ノ事項ヲ記載セシムルコト （イ）薬剤ノ名称 （ロ）保証票ヲ添付スル者ノ住所氏名 （ハ）主要成分ノ含有量 （ニ）物理的並物理化学的性状 （ホ）製造年月日	2．農業薬剤ニハ総テ保証票ヲ添付セシムルコト 保証票ニハ左ノ事項ヲ記載セシムルコト （イ）薬剤ノ名称 （ロ）保証票ヲ添付スル者ノ住所氏名 （ハ）主要成分ノ含有量 （ニ）物理的並物理化学的性状 （ホ）製造年月日 保証票ハ製造者又ハ輸移入者ヲシテ之ヲ添付セシムルコト 保証票ニ記載スベキ主要成分ノ含有量ハ左ノモノニツイテ之ヲ記載セシムルコト （イ）有効成分 （ロ）有効成分ノ効力増進ヲ目的トスル補助成分 （ハ）有害成分
	(3) 左ノ薬剤ニ付イテハソレゾレ有効成分（又ハ補助成分）ノ含有量，溶解度，懸垂度，乳化度等ノ最低限度及有害成分含有量ノ最高限度ヲ定メ其ノ規格ニ該当セザルモノノ製造及販売ヲ禁止スルコト（以下略）	(5) 主務大臣ノ指定スル農業薬剤ハソレゾレ有効成分（又ハ補助成分）ノ含有量，有害成分ノ含有量及物理的並ニ物理化学的性状ニ付キ一定ノ限度ヲ定メ其ノ規格ニ該当セザルモノハ製造及販売ヲ禁止スルコト	3．主務大臣ノ指定スル農業薬剤ハソレゾレ有効成分補助成分及有害成分ノ含有量及物理的物理化学的性状ニ付キ一定ノ限度ヲ設ケ其ノ規格ニ該当セザルモノノ製造及販売ヲ禁止スルコト 丙　農業薬剤ノ容器ニ対スル取締 1．容器ニハ見易キ場所ニ「農業薬剤」（仮称）ナル文字ヲ明記セシムルコト 2．中ニ含マルル農業薬剤ノ正味量ヲ明記セシムルコト 3．容器ニハ製造者又ハ輸移入者ニ於テ封印ヲナサシムルコト
取締ニ関スル機構及権限	5．取締ノ機関 (1) 農林省ニ専任職員ヲ設置シ関係法規ノ制定及改廃シ取締ニ関スル調査並ニ一般取締事務ノ統轄ニ当ラシム		第7　農業薬剤取締ニ関スル機構及権限 1．農林省農政局内ニ専任職員ヲ置キ取締法ノ運用，農業薬剤ノ製造又ハ輸移入ヲ為ス者ノ許可，製造又ハ輸移入スル農業薬剤ノ種類ノ許可，其ノ他取締ニ関スル統轄事務ヲ行ハシムルコト

	(2) 農林省農事試験場ニ専任職員ヲ設置シ取締ニ関スル技術的基礎研究及地方取締官吏ニ於テ鑑定困難ナルモノノ検定ニ当ラシムルコト		2. 農林省（農政局直轄又ハ農事試験場内）ニ農業薬剤検定調査部（仮称）ヲ設ケ専任職員ヲ置キ （イ）許可ニ関スル技術的審査 （ロ）地方庁ヨリ送付シ又ハ自ラ蒐集セル農業薬剤標本ニツキ規格検定，病害虫及農林作物又ハ農林産物ニ対スル適応検定ヲ行ヒ取締ニ必要ナル証拠業務ヲ行ハシムルコト
	(3) 各都道府県ニ専任取締官吏ヲ設置シ取締ニ当ラシムルコト		3. 地方庁ニ農業薬剤取締官吏ヲ置キ管内ノ取締ニ当ラシムルコト
	4. 取締方法 (4) 取締官吏ハ製造所，店舗，倉庫等ニ臨検シ必要ナル分量ノ薬剤ヲ収去シ分析其ノ他ノ方法ニ依リ定メラレタル規格及保証票ノ保証事項ニ適合スルヤ否ヤヲ検査シ不適合ノモノニ付テハ適当ノ処分ヲナス		4. 農林省（農政局及農業薬剤検定調査部）ノ職員ニモ取締官吏ノ資格ヲ有セシムルコト 5. 農業薬剤取締官吏ハ必要アリト認ムルトキハ農業薬剤ノ製造，輸入，移入又ハ販売ヲ為ス者ノ製造所，倉庫，店舗等ニ臨検シ必要ナル分量ノ農業薬剤其ノ他物品ノ収去ヲナシ得ルコト 6. 農業薬剤取締官吏製品ニ付キ不正アリト認ムルトキハ其ノ製品及証拠物件ノ差押ヲナシ得ルコト 7. 農業薬剤取締官吏必要アリト認ムルトキハ帳簿ノ検査ヲ為シ得ルコト

第９表　農薬取締関係法案対比表（その１）

農業薬剤生産配給統制規則案	第２条　本則ニ於テ農業薬剤トハ農林作物又ハ農林産物ヲ害スル動植物ノ防除ニ供用スル薬剤ヲ謂フ
農業薬剤需給調整規則案	第２条　農林大臣の指定するものを除く外，農林作物又は農林産物を害する動植物の防除に供用する薬剤（以下単に農業薬剤と称する）の生産を業とする者は，左の各号に掲ぐる事項を記載した届書に検査の為必要な適当量の当該薬剤を添え農林大臣に届出でなければならない。
農業薬剤の品質保持に関する法律案（施行規則案を含む）	第１条　本法に於て，農業薬剤とは，農林作物又は農林産物を害する動植物の防除に供用する薬剤を謂う。

第９表　農薬取締関係法案対比表（その２）

農業薬剤取締法案（A）（日時不明）	第１条　この法律において，農業薬剤とは，農作物（樹木を含む）又は農産物を害する動植物の防除に供用する薬剤をいふ。
農業薬剤取締法案（B）（22.1.10）	第１条　（法案Aと同文）
農業薬剤取締法案（C）（22.5.16）	第１条　この法律において，農業薬剤とは，農作物（樹木を含む）又は農産物を害する動植物の防除に供用するため，製造又は販売する薬剤をいう。

第９表　農薬取締関係法案対比表（その３）

農薬取締法案A（22.5.16改題）	第１条　農業薬剤を農薬と改めるほかは，農業薬剤取締法案（C）の第１条と同じ。
農薬取締法案B	第１条　この法律において，農薬とは，農作物（樹木を含む。）又は農産物を害する動植物の防除に供用するために，製造又は販売する薬剤をいう。
農薬取締法案C（22.8.29）	第１条　この法律において，農薬とは，植物又は農林産物を害する病菌類，線虫類，昆虫類，くも類，きつ歯類その他の動植物の防除に供用する殺菌剤，殺虫剤その他の薬剤をいう。 人体又は家畜，家禽若しくは飼養する動物を害する動植物の防除に供用する殺菌剤又は殺虫剤にもこの法律を適用する。但し医薬品を除く。 この法律は，第１項の防除のため供用される天敵にも適用する。
農薬取締法案D	第１条　この法律において，「農薬」とは，農作物（樹木を含む。以下同じ。）又は農林産物を害する菌，線虫，だに，昆虫，ねずみその他動植物（以下病害虫と総称する。）の防除に用いられる殺菌剤，殺虫剤その他の薬剤をいう。 前項の防除のために利用される天敵は，この法律の適用については，これを農薬とみなす。 農薬取締法（昭和23年７月１日法律第82号）

資料　1

農薬統制組合設立ニ関スル協議会議事録

昭和14年８月４－５日

（前略）

（イ）　農薬統制組合技術懇談会ニ関スル件

輸入農薬統制組合ニ於テ設ケタル技術懇談会ハ左記会則ノ通リ之ヲ本組合ニ継承ス

農薬統制組合技術懇談会会則

1.名称

農薬統制組合技術懇談会ト称ス

2.目的

左記ノ事項ニ就キ懇談スルコト

（イ）　分析方法

（ロ）　製品ノ改良

（ハ）　試験研究ノ連絡

（ニ）　其ノ他共同ノ技術的向上ニ関スルコト

3.役員

本会ニ会長１名幹事若干名ヲ置ク

4.会合

春秋二期ニ東京又ハ大阪ニ於テ開会ス

但シ必要ニ応ジ臨時ニ開会スルコトアルベシ

（ロ）　硫酸ニコチン及松脂配給委員ニ関スル件

（後略）

資料　2

16資部第11552号

昭和16年11月23日

農林省資材部長

農薬統制組合長　夏目廉介殿

農業薬剤ノ種目及規格竝ニ企業ノ整備ニ関スル件

現下諸般ノ事情ニ鑑ミ農業薬剤ノ種目及規格竝ニ企業ノ整備ハ極メテ緊切ナル事項ニシテ之ガ具体的実施方針ニ関シ過般来農薬整備委員会ニ於テ慎重審議中ノ處今般成案ヲ得タルヲ以テ右委員会ノ答申ニ基キ別紙ノ通リ整備方針決定相成候條左記御了知ノ上関係向トモ充分御協議ノ上之ガ整備実施相成度此段及通牒候也

記

1. 規格ノ変更竝ニ名称，容器包装及包装記載事項ノ統一ハ明年３月１日ヨリ之ヲ実施スルコト但シ特別ノ事情アル場合ニ限リテハ農林省ノ承認ヲ經テ従来ノ容器包装等ヲ使用セシムルコトアルヘシ
2. 整理ノ結果製造ヲ中止スヘキ薬剤ハ本年限リ其ノ製造ヲ為サザルコト
3. 企業ノ整理統合ニ関シテハ中心企業ノ決定等整備具体案ヲ明年２月末日迄ニ農林省ニ報告スルコト

農業薬剤ノ企業整備ニ関スル事項

農業薬剤ノ企業整備ハ次ノ要領ニ基キ農薬統制組合ノ指導ニ依リ之ヲ実施スルモノトス

農業薬剤企業整備要領

1. （略）
2. （略）
3. （略）
4. 本要領ニ基ク種目別中心企業ハ不取敢左ノ通トシ中心企業ハ農薬統制組合ニ於テ具体的ニ之ヲ決定スルコト
   ⑴ デリス粉ニ付テハ４企業以内トス
   ⑵ 砒酸鉛ニ付テハ３企業以内トス
   ⑶ ソーダ合剤ニ付テハ松脂合剤ヲ併セ考慮ノ上６企業以内トス
   ⑷ 石灰硫黄合剤ニ付テハ青森県ヲ除キ24企業以内トシ青森県ニ付テハ追テ決定ス
   ⑸ 大豆展着剤ニ付テハ其ノ製造設備ヲ有スルモノ２企業以内トス
   ⑹ 輸入硫酸ニコチンニ付テハ農薬共販株式会社ハ直接輸入業者ヨリ購入シ之ヲ販売スルモノトス

資料　3

農商省令第８号

農業組合法施行規則外12省令改正ノ件左ノ通定ム

昭和19年２月21日　　農商大臣　　内田信也

第１條ヨリ第７條迄省略

第８條　農業薬剤配給統制規則中左ノ通改正ス

第２條　統制機関ハ農商大臣ノ指示スル所ニ基キ其ノ取扱フ農業薬剤ノ配給計画ヲ定ムヘシ

第３條第１項ヲ左ノ如ク改ム

農商大臣ノ指示シタル者ヲ除クノ外統制機関ヨリ農業薬剤ヲ譲受ケ之ヲ販売スル者ハ地方長官ノ指示スル所ニ基キ当該都道府県ニ於ケル農業薬剤ノ配給計画ヲ定ムヘシ

第９條以下省略

資料　4

農業薬剤配給統制要領　（昭和15年10月２日15対部第4649号）
（昭和19年５月９日19総局第2040号）

1　（略）

2　農商省ハ農業薬剤ノ種類別及用途別需要量ヲ調査スルコト

3　農業薬剤ノ製造又ハ輸移入ヲ為ス者ハ毎月10日迄ニ別紙様式第１号ニ依リ当月ヨリ３月間ニ於ケル販売可能数量ヲ農薬統制株式会社ニ報告シ農薬統制株式会社ハ之ヲ取纏メ毎月15日迄ニ農商省ニ報告スルコト

4　農商省ハ３ノ報告ニ基キ２ノ調査ヲ参酌シテ農業薬剤ノ都道府県別及種類別割当数量ヲ決定シ之ヲ当該都道府県ニ通知スルト共ニ農薬統制株式会社ニ指示スルコト

5　農薬統制株式会社ハ農商省ノ指示ニ基キ別紙様式第２号ニ依リ配給計画ヲ作成シ当該都道府県ニ通知スルト共ニ之ガ配給手配ヲ為スコト

6　都道府県ハ４及５ノ通知ニ基キ市町村別，取扱団体別等ノ配給計画ヲ樹立シ之ヲ当該市町村及取扱団体ニ指示スルト共ニ取扱団体ヲシテ速ニ農薬統制株式会社ト連絡ノ上農業薬剤ノ購入手配ヲ為サシムルコト

（様式第１号　略）
（様式第２号　略）

資料　5

農統第1039号
昭和19年４月15日

農薬統制株式会社

業者団体　殿

農業用ホルマリンノ配給統制ニ関スル件

拝啓愈愈御隆昌奉大賀候

陳者標記ノ件ニ関シ左記ノ通リ通牒有之候條御通知申上候

写

記

19総局第1593号
昭和19年４月７日

農商省総務局長

軍需省化学局長

農業用ホルマリンノ配給統制ニ関スル件

農業用ホルマリンニ関シテハ昭和16年1月9日附16対部第232号通牒農業用ホルマリン配給統制要綱ニ依リ配給統制ヲ実施シ来候処今般統制ノ強化竝ニ配給ノ円滑化ヲ圖ル為別紙要綱ニ依リ配給統制ヲ実施スルコトト相成候條御了知ノ上配給上遺憾ナキヲ期セラレ度此段及通牒候也

資料　6

19総第11897号

昭和19年11月28日　　農商次官

知事　殿

農業薬剤下部配給機構整備ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ曩ニ5月30日閣議決定相成タル「農業薬剤等緊急確保対策」ニ於テ農業薬剤ノ下部配給機構ヲ整備強化シ適期配給ニ支障ナキヲ期スル旨決定有之候処其ノ後当省斡旋ノ下ニ農業団体代表ト商業者代表トノ間ニ於テ本件ニ関シ協議相調ヒ今般別紙要綱ニ依リ処理スルコトト相成候條左記事項併面御了知ノ上農業薬剤配給ノ重要性ニ鑑ミ貴県（都，道，府）ノ実情ヲ斟酌シ一層農業薬剤ノ円滑適正且迅速ナル配給ニ遺憾ナキ様措置セラレ度此段及通牒候也

追而本件ハ其ノ重要性ニ鑑ミ昨年7月27日附18総第8136号通牒小売業ノ整備ニ関スル件ニ不拘指示相成タルモノトナルニ付御了知相成度尚参考迄ニ本省ニ設置スベキ農業薬剤配給機構整備委員会規程及名簿送付致候

記

1．別紙要綱第2ノ3ノ地方ニ於ケル農業薬剤配給機構整備委員会ハ都道府県ニ於ケル企業整備委員会内ニ農業薬剤配給整備部会ヲ設置シ之ニ当ラシムルコト

2．整備完了シタル場合都道府県ハ其ノ旨ヲ遅滞ナク農商省ニ報告スルコト

右ノ報告アリ次第当該都道府県ニ付テハ系統農業会ニ対シ一元的ニ配給割当ヲ実施スルコト

3．（略）

4．（略）

5．（略）

6．商業者ニ対シテハ速ニ企業許可令第8條ノ改正ニ依ル事業廃止報告書ヲ提出セシムル様指導スルコト

農業薬剤下部配給機構整備要綱

第1　方針（略）

第2　要領

1　商業団体ノ措置ニ関スル事項

(1)　商業団体ハ遅クトモ来年3月末迄ニ解散スルコト

(2)　　（略）

2　商業者ノ措置ニ関スル事項　（略）

3　農業薬剤配給機構整備委員会ニ関スル事項　（略）

（別表）

1　農業薬剤配給統制規則第１條第１項ノ規定ニ依リ指定セラレタル農業薬剤其ノ他農業専用薬剤

2　農業用ノ硫酸銅，ホルマリン，農用石鹸，青化ソーダ，硫酸亜鉛，クロルピクリン及駆虫用粉煙草

農業薬剤配給機構整備委員会規定

第１條　　（略）

第２條　委員会ノ事務所ハ農商省内ニ置ク

第３條　委員会ハ委員長一人及委員若干人ヲ以テ組織ス

第４條　委員長ハ農商省総務局長ヲ以テ之ニ充ツ

第５條　委員ハ関係官吏，国民更生金庫，全国農薬配給協会及全国農業経済会ノ役員其ノ他学識経験者中ヨリ農商省之ヲ命ジ又ハ委嘱ス

第６條　　（略）

第７條　　（略）

農業薬剤配給機構整備委員会委員及幹事　　（略）

資料　7

農業薬剤緊急確保対策要綱（昭和21年２月13日農林省省議決定）

第１　方針

食糧等ノ生産確保上病害虫防除ノ徹底ヲ期スルノ要愈愈緊切ナルニ不拘之ニ要スル農業薬剤ノ確保ハ前途容易ナラザル実情ナルニ鑑ミ之ガ急速ナル増産，需給調整等ヲ図ル為左ノ要領ニ依リ措置スルモノトス

第２　要領

1.　（略）

2.　（略）

3.　（略）

4.　（略）

5.　（略）

6. 農業薬剤ノ審査制度ヲ設ケ優良品ノ選奨普及ヲ図ルト共ニ不良品ノ防遏ニ努メ之ガ改善指導ヲ行フコト

7. 関係官吏，関係団体代表者，学識経験者等ヲ以テ農林省内ニ農薬審議会ヲ設置シ農業薬剤ニ関ス

ル重要事項ノ審議並ニ農業薬剤ノ審査ニ当ラシムルコト

8. 農薬科学研究施設ノ充実ヲ図ルト共ニ一般ニ新製品，代用品，製造技術等ノ発明発見ヲ促ス為奨励又ハ表彰ノ万全ヲ講ズルコト

9. 農業者，農業薬剤取扱関係者等ニ於ケル農業薬剤ニ関スル知識ノ普及向上ヲ図リ一段ト使用ノ合理化，消費ノ節約等ヲ促進スル為適当ナル措置ヲ講ズルコト

附記　（略）

資料　8

「農林省認定農薬」審査制度要綱

1　本制度は農作物病害虫防除上優秀なる農業薬剤の普及発達を奨励し不良薬剤の使用を防止するを目的とし農薬審議会に於て之が審査を行ふ。

2　農業薬剤を製造する者は審査申請書に見本並に参考書類を添へ農薬審議会に提出すること。

3　農薬審議会は農林省農事試験場に前項農業薬剤の審査に必要なる試験を委託し其の試験成績に基いて之が審査を行ふこと。

4　農薬審議会は前項の審査に依り優良品と認めたる場合は之が規格及び使用法等を決定の上農林省の認可を受け「農林省認定農薬」として公認し所定の標示をなさしむること。

5　前条の認定農薬はその出荷前に社団法人農薬協会農薬検査所の検査を受けしむるものとする。

6　農薬審議会は「農林省認定農薬」にして規格其の他に関して違反せるものは農林省の許可を受け之が公認を取り消すことを得。

資料　9

「農林省認定農薬」審査制度実施規程

第１条　「農林省認定農薬」の審査を受けようとするものは，別紙様式に依る審査申請書に試料を添へ社団法人農薬協会を経て農薬審議会に提出するものとする。

第２条　農薬審議会は審査申請書の記載事項に就て調査を行ふと共に農林省農事試験場，又は，農林省農薬検査所に審査の為必要なる試験を委嘱する。

第３条　農薬審議会は前条の調査及び試験成績に基き審議を行ひ新製品に対しては之が規格並に使用法を定めるものとする。

第４条　農薬審議会は審査の結果左の各項の条件を具備する製品に対し之が成績を添へ農林省に上申し「農林省認定農薬」として公認の手続をとるものとする。

1. 優良製品と認められるもの

2. 優良製品を製造し得る工場設備を有すること。

第５条　農薬審議会は審査の結果を審査申請者に社団法人農薬協会を経て通告するものとする。

第６条　第４条により公認された製品に所定の「農林省認定農薬」なる標示を為すものとする。

第７条　前条の認定農薬はその出荷前に社団法人農薬協会農薬検査所の検査を受けしむるものとする。

附　　則

本規程は昭和22年５月１日より実施する。

著者　元日本植物防疫協会
植物防疫資料館調査役

既　　刊

植物防疫資料館史料	中国東北（旧満州）の農作物害虫を語る
植物防疫資料館史料 2	私が従事した指定試験の追想（河合一郎）
植物防疫資料館史料 3	植物防疫の展開 ――石田栄一氏遺稿――
植物防疫資料館史料 4	ホリドール(パラチオン剤)による二化螟虫防除事業の経過

統制農薬から認定農薬へ
―― 農薬取締法制定の前夜 ――
平成 2 年 1 月

発行／社団法人　日本植物防疫協会
植物防疫資料館
東京都小平市鈴木町 2－772
〒 187　TEL 0423－81－1632

印刷：株式会社 城北印刷所